

家庭・保育所・幼稚園

幼児の教育

第六十三卷

第三号

幼児を交通事故から守りましょう



3

日本幼稚園協会

TOSHI

東京学芸大学 教育研究所 第10年報

幼・小教育の関連

— 五つの問題点とその解決、試案 —

A5判上製 価七〇〇円 一・二一〇

今日、幼小教育における重要性とその関連性が問題視され、大きな課題となっている。東京学芸大学教育研究所では、この問題について、教育学、心理学、教科教育学の教官と幼稚園・小学校の現場とが一体となって、社会的適応、「聞くこと」、数概念、社会・自然の認識、体育の五つの問題点について綿密な調査・テストを行ない、それによって、幼小指導における重複や指導の欠陥を指摘し、今後の問題点を提供し、示唆している。

中央幼児教育研究会編

辰見敏夫・角尾稔・日名子太郎著

保育研究法

改訂版

A5上製
価一四〇六〇〇

教師養成研究会・幼児教育部会編
幼児教育叢書全十巻

- 1 幼児の教育課程 価二〇〇
- 2 幼児の心理 価二〇
- 3 幼児の健康指導と体育 価二〇
- 4 幼児の社会性指導 価二〇
- 5 幼児の自然観察 価二〇
- 6 幼児の言語指導 価二〇
- 7 幼児の音楽リズム 価二〇
- 8 幼児の絵画製作 価二〇
- 9 幼稚園の経営管理 価二〇
- 10 幼児の両親教育 価二〇

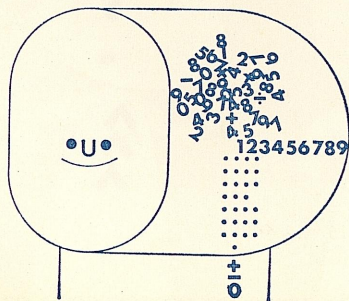
学芸図書株式会社 東京都千代田区神田錦町1丁目 振替東京 96491

幼児の知能と知能テスト

旭出学園教育研究所編
伊藤隆二著

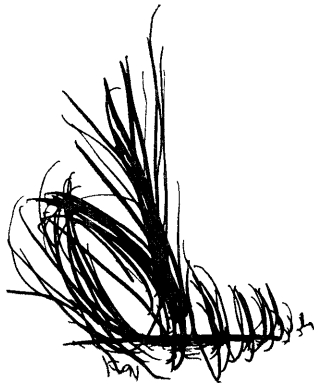
A5判202頁

定価450円



- ◎ 幼児の知能のはたらきや発達過程を説き、知能テストの使用法にまで論究した、知能検査のための手引き書。
- ◎ 現在行なわれている、いろいろな知能検査法や市販されているテスト絵本について、その内容を分析し、収録した解説書。

フレール館発行



幼児の教育 目次

第六十三卷 三月号

表紙 鈴木壽雄

幼稚園教員の養成について……………	多田 鉄雄……………	(2)
幼稚園と保育所の将来……………	高橋 さやか……………	(8)
幼稚園教育要領改訂案批判……………	日名子 太郎……………	(12)
幼稚園教育要領に思う……………	副島 ハマ……………	(16)
幼稚園教育要領改訂案批判……………	堀内 康人……………	(20)
栗立ちゆく先生へ……………	沼館 正尾……………	(24)
母の会の計画……………	大泉 テイ子……………	(27)
けんかを通して幼児の社会性の指導を考える……………	根岸 幼稚園……………	(32)
世界の教育とところどころ……………	村山 伊之助……………	(44)
三歳児の情緒障害……………		
その現状と解決策について……………	袴田 正巳……………	(48)
幼稚園教育要領改訂案説明会の状況について……………		(55)
福岡県における幼児教育の現状……………	黒木道子・木村栖静……………	(60)



幼稚園教員の養成について

多 田 鉄 雄

文部省は先般七ヶ年計画の幼稚園教育振興案を発表して、その実現化に努力することになったが、振興に立ち上ったこと自体は誠に結構であると言え、すでに私立幼稚園側からは計画そのものに含まれている問題点が指摘され、異論があげられている。しかしそれとは別に私見によれば、教員養成についても問題があると考えられる。ここではかねがねいっていた見解をもとに幼稚園教員の養成について少し述べてみたい。

文部省の計画に従えば七年後には公私合計約三千の幼稚園が新設されるはずになっており、これに伴う教員の養成計画を次のように計算している。(第一表)

すなわち新設に配置される分については毎年一、二〇〇乃至二、五〇〇人、計一二、〇二八人の需要と、学級増設の分については毎年二三五人計一、六四五人の、さらに離職・死亡の補充に一七〇〇

乃至二、六〇〇人、計一四、五九一人の需要を見込んで、それへの供給を考えているのである。

この供給、すなわち教員養成については、養成所を三ヶ年に二〇ヶ所新設し、国立大で毎年六〇人を、公私立短大で毎年一、四三二人乃至一、七九二人、計一〇、八二七人を、既設養成機関で一、二二乃至一、七五〇人、計一〇、七八五人を、新設養成機関で四〇〇人乃至八〇〇人、計三、四四〇人を養成供給し、更に小・中学校教員の配置転換を毎年三〇〇乃至一、〇〇〇人見込んで需要に見合わせることにしている。

もっとも以上はこの七ヶ年計画の予算化が原案通り可決され、且つ計画通りの幼稚園の新設・増設(学級増)が実現すると仮定しての数字であるから、この計画の予算が縮小されたり、延期されれば、それだけ実際の需要は減少するわけである。

第1表 文部省の教員需給計画（昭和38年10月）

			昭和39年度	40	41	42	43	44	45	計		
需 要 数	教 員 (教 諭)	需 要 数	計	2,714	3,234	3,625	3,762	4,351	5,176	5,402	28,264	
			増員計画	764	1,204	1,480	1,480	1,932	2,584	2,584	12,028	
			新設 学級増	235	235	235	235	235	235	235	235	1,645
			減耗補充	1,715	1,795	1,910	2,047	2,184	2,357	2,583	14,591	
供 給 数	教 員 (教 諭)	現 行 制 度 に よ る 養 成	計	2,714	3,234	3,625	3,762	4,351	5,176	5,402	28,264	
			国立 短大	60	60	60	60	60	60	60	60	420
			公立 短大	1,432	1,432	1,432	1,432	1,541	1,760	1,792	1,792	10,827
			私立 短大	1,222	1,442	1,433	1,430	1,650	1,750	1,750	1,750	10,677
			小中学校教員の配置転換		300	300	200	300	800	1,000	2,900	
			新設養成機関による養成			400	640	800	800	800	3,440	
			需要数に対する比較増減	0	0	0	0	0	0	0	0	

第2表 幼稚園教員新採用数（「学校教員需給調査」文部省統計課刊行による）

	国公立 大学卒業	短大卒	指 定 機 関 卒	小 計	高 等 学 校 卒	其 他 の 新 卒	其 他	計
昭和34年度	182	878	423	1,483	491	52	839	2,865
昭和37年度	248	1,381	675	2,304	765	4	1,235	4,308

第3表 幼稚園教員離職・死亡者数
（資料は第2表と同じ）

	他学校転出	退, 死	計
昭和34年度	122	3,442(44)	3,564
昭和37年度	181	3,928(53)	4,109

さして、現在までの教員の供給状況を文部省の「学校教員需給調査報告書」の数字について見よう。（第二表）すなわち計画の第一年度（昭三十九年度）の供給予定が大学、短大、養成機関合計で二、七一五人、以後も最高で二、五八三人しか見込んでいないのである。常識的に考えて、社会一般の職場は相変わらず人を求めているから幼稚園教

員として就職した数である。もし昭和三十四年から三十七年度までの増加率が今後二年間見込まれ得るものなら、或いはそこでは需要に応ずる供給がなされ得るかも知れない。しかもそのように樂觀することは許されないのが実状ではなからうか。更に毎年の離退職数をも注視する要がある。（第三表）すなわち昭和三四年度初にも三、四四二人の離職・死亡者があり、それが昭和三十七年度初には三、九二八人に増加している。しかるに前記計画では、このいわば減耗補充を第一年度にわずかに一、七一人、以後も最高で二、五八三人しか見込んでいないのである。常識的に考えて、社会一般の職場は相変わらず人を求めているから幼稚園教

員就職志望が急増することはなからうし、その反面に教員の減耗率はそれほど変るものではないから、教員総数が大きくなれば、離退職者の数も増加するはずである。

それのみか、すでに第二表は新規採用として昭和三七年度には高校卒七六五人、その他一、二三九人を就職せしめていることを示している。しかもこの中には夜間の養成機関に通学しながら助教諭として採用されている者も含まれていると思われる故に、しばしば免許状取得後は新採用として報告されることのあるだろうことも考慮せねばなるまい。

もとより新卒の有資格者でも例えば東京都の公立幼稚園のように、採用試験によってふるい落とされて採用されないものもある。

しかしかかる新卒で就職希望の者は私立または地方で採用されるのが普通であるし、幼稚園教員不足の声はここ数年米一般的になっていることからしても、希望者はすべて一応就職していると思われるべきであろう。むしろ大学、短大、養成機関において幼稚園教員免許状をとりながら、他の職業に就いたりして幼稚園に就職しない者が多いことが問題である。(第四表)この表における短大卒業者は幼稚園教員養成を主とする教育を受けた者であることは当然であるが、約半数近くが幼稚園に就職していないし、大学出に至つては就職しているのは十分の一をわずかに上廻るのみである。かかる傾向は待遇改善によってある程度抑制することができるとは考えられる

が、それに頼りきれぬものでないことも否定し得まい。

さらに前記計画においては小・中学校教員の配置転換も見込まれているがその適否も一応問題であるにしても、それは論外として、小・中学校において一人当り教員数を教育的見地からは更に少なくすべきことが要請されるべき

小学校教員は一人当り三十人までの児童数が一般に妥当とされている故に——事情のもとでは、必ずしも実現容易のこととも断じ難いわけである。

このように見てくると現在でも教員が不足であり、高校卒その他無資格者をこれを補っている実状(第五表、第六表)であるのに——中には経費の關係から、有資格者の代りに無資格者を採用している向がかなりあるにしても——、今後必要な教員数を確保することは極めて困難であると見なければならぬ。無資格者の占める比率が昭和三〇年に比して減少して来ているにせよ、現在においても十人の内三人が無資格者である。(第五表、第六表)

このように幼稚園教員志望者が需要を満たすに足りない原因はい

第4表 昭和35年度の大学、短期大学および幼稚園教員養成機関卒業業者中、幼稚園教員免許状取得者および幼稚園就職者数

	計	大学卒業業者	短期大学卒業業者	幼稚園指定養成機関修了者
免許状取得者	計	4,216人	1,019人	2,040人
	1級免許状	367	367	—
	2級免許状	3,849	652	2,040
上記のうち幼稚園就職者数	2,279	127	1,220	932

第 5 表 職名別幼稚園教員数（「教員調査」文部省統計課刊行，当該年度分による） 実数

	昭和 30 年度			昭和 35 年度			昭和 38 年度		
	総数	国公立	私立	総数	国公立	私立	総数	国公立	私立
幼児総数(a)	643,683	240,955	402,728	742,367	231,445	510,922	935,805	260,395	675,410
教員総数	24,983	6,923	18,060	31,330	8,152	23,178	37,041	8,970	28,071
園長	2,835	251	2,584	3,561	332	3,229	3,893	365	3,528
教諭 助教諭 養護教諭 養護助教諭 講師 小計(b)	11,171	3,258	7,913	18,425	5,425	13,000	23,080	6,698	16,382
	10,242	3,328	6,914	8,592	2,305	6,287	9,050	1,744	7,306
	113	6	107	101	7	94	126	41	85
	119	5	114	98	4	94	79	7	72
	503	75	428	553	79	474	813	115	698
	22,148	6,672	15,476	27,769	7,820	19,949	33,148	8,605	24,543
教員一人 当幼児人数	29.1	36.1	26.0	26.7	29.6	25.6	28.2	30.3	27.5

第 6 表 職名別幼稚園教員数（数字は第 5 表による） 比率

	昭和 30 年度			昭和 35 年度			昭和 38 年度		
	総数	国公立	私立	総数	国公立	私立	総数	国公立	私立
教諭	50.4	48.8	51.1	66.3	69.3	65.1	69.6	77.8	66.8
助教諭	46.3	49.9	44.7	30.9	29.5	31.5	27.3	20.3	29.8
養護教諭	0.5	0.1	0.7	0.4	0.1	0.5	0.4	0.5	0.3
養護助教諭	0.5	0.1	0.7	0.4	0.1	0.5	0.2	0.1	0.3
講師	2.3	1.1	2.8	2.0	1.0	2.4	2.5	1.3	2.8
小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

つたい何であろうか。幼稚園教員——殊に私立の——待遇が低いことも相当大きな要因であろう。しかしそのみでないことは、これまでいくつか報告された幼稚園教員乃至幼稚園教員養成機関在学者の意識調査などの結果に照らしても明らかである。やはり問題は幼稚園教員志望者の絶対数が足りないということであろう。そしてもし需要が増大するならば、これに対処するためには特別の方策を講じて幼稚園教員の魅力と意義を若い女子に訴えて行かねばならぬのであろう。

ここでひるがえって一昨三七年夏、世界幼年教育機構（OMEPE）会議でその調査結果が報告された「幼児教育者の養成」を引用して見よう（雑誌「保育ノート」昭三八年二月号参照）。それによると、調査された十六ヶ国において、

1. 養成コースの年数は六ヶ国が二年、他の六ヶ国が三年、四ヶ国が四年乃至五年である。入学以前にデスマー

クでは半年の実習経験を必要としている。

2. 入学資格となる学歴は九ヶ国が八年から十年、他の七ヶ国が十二年乃至十三年（わが国は高校卒であるから十二年）である。

註、右の二つを調査された主なる国別に見ると次の通りである。

国名	入学資格学歴	養成年数	計
ベルギー	九年	三年	十二年
デンマーク	二〇才以上	二年	——
（初等七年の上に、例えば少なくとも成人学校五ヶ月など）			
フランス	九年	四年	十三年
（但しこれは正教員で、一般に助手を他に使う場合が多い）			
イギリス	一四年	二年	一六年
アメリカ	一二年	四年	一六年
（ほかに短期養成もある。）			
ドイツ	一〇年	二年	一二年
オーストリー	八年	二年	一〇年
3. すべての国において教育実習が特に重視されている。			
4. 幼児教育者の供給については十一ヶ国が不足を訴えており、五ヶ国は一応足りているが、将来は不足するだろうとしている。			
5. 待遇は七ヶ国が小学校より低いと答え、五ヶ国は小学校と同等、他は「ほぼそれに近い」と答えている。			
6. 有能な志望者を引きつける要因は待遇と地位であるかについて			

て、六ヶ国は「然り」とし、十ヶ国は「否」または「うたがわしい」とし、そのうち数ヶ国は「俸給が少なくとも、この職業の使命の尊さ、それに従事する満足感がより大きな要因である」としている。

これを要するに、第一にアメリカ、フランスのように幼稚園を初等教育の一部としている国では、長期間の基礎教育・専門教育を要求しているが、その他は一般的にはむしろ我が国（十四年乃至十六年）より短期間養成であり、第二にひとしく教育実習・實際経験が重視されており、第三に教員不足が一般に認められるとともに、その原因は必ずしも待遇、地位のみに限るものでないという見解である。

そもそも戦後のわが国の新学制は教員養成制度も含めて、それ以前からの教育制度改革の理念、構想に近いものであったにせよ、多くの点でアメリカに範をとったことは否定できないところであり、それが必ずしもわが国の実際に適応せぬものもあり、その後、部分的に手直しが行なわれて来ていることも事実である。そして現行の教員養成制度が、すくなくとも幼児教育、幼児保育の独自性を十分に考慮した上でのものではなく、むしろ小・中学校教員養成に右にならえ式にならっている点は、これを認めざるを得ないことであろう。

ここでは新学制以前の幼稚園教員養成制度と比較して、その長短をつまびらかにする紙数を持たないが、一方において小・中学校教

員と同等またはそれ以上の学歴・教養を身につけた幼稚園教員の存在が必要であり、更に児童自身の知育(学力)、徳育、体育に主として力を注ぐ学校教育とちがって、いわは広い意味での環境に規制されることが頗る大きい幼児時代の教育に出る者としては、たとえ幼児の家庭への積極的な働きかけまでには及ばないまでも、幼児に反映しているその環境を深く洞察し得るものでなければ、真に正しくその幼児を教育していくことはできないのであって、そのためには、単に高い学歴を持つのみではなく、むしろ自己の結婚生活・家庭生活・育児などの経験を土台として広く家庭環境、育児法などに理解を持ち、幼児を通して直ちにその環境を把握しようとするような熟達のご要望されることではあるが、他面においては早くから経験豊かな先輩の指導の下で幼児に接触し、実地のうちから多くを学んでいく人々があつてよいのではなからうか。このような若い年代の女子が——いわば助手が——幼児教育の場では部分的ではあれ、一つの十分有能な、有効な役割を果たし得ることは、経験に徴しても明らかである。その意味で従前の普通教育八年修了後数年以上の見習期間を修了すれば、あるいは中等教育(七年——十一年)卒業後一ヶ年以上の見習期間を修了すれば、一つの資格を取得する制度は、これを——今後はそれを無条件ではなくするにしても——あらためて考え直す必要があるのではなからうか。

また高等学校のコースに幼児教育(したがって幼稚園教員養成コ

ース)を主とするものを設け、ここでは幼稚園・保育所の実習を重視させて、このコース修了のものにはある種の資格を与えるという方策も考えられてよいものと思われる。更に新設の工業高等専門学校と同様に、中卒五年制の教育実習を重視した養成機関も考えられるであろう。学生・生徒にとつて教育実習の経験が、自己のうちにある母性的性向の自覚を促し、また教育の仕事にたずさわる喜びと尊さを悟らせる契機となることがまれでないことを、ここで指摘したい。

実は文部省の振興計画は先ず幼稚園教員養成から始めるべきであつた。換言すれば、消極的には教員不足の解消から先ず始めるべきであつたし、進んで積極的に幼稚園教育を十分に供給しようの方策を実施して、しかる後初めてかかる態勢のもとで振興を計るべきであつた。

それにつけても機会あるごとに繰り返していることであるが(雑誌「文部時報」昭三八年八月号参照)、幼稚園・保育所を含めて幼児教育制度の確立こそが先決問題であり、現行法に三、四、五才児を対象とすると定めていながら、保育所児には言及せず、ある時のように五才児を優先的に考えたり、先般の文部・厚生両省の申し合わせのように、幼稚園は四、五才児を主眼とするしてみたりでは、それに見合う教員の性格もおのずから異なるが故に、幼稚園教員養成の実際の方策は宙に浮くはかりだと考えられるのである。

幼稚園と保育所の将来



高橋 さやか

幼稚園は教育の機関・施設であり、保育所は生活福祉の機関・施設である。

原則的であり方、たてまえとしては、右の事情は社会の必然的な要求に対応していると考えられる。管轄が一は文部省であり、が厚生省に属するのも、必ずしも否定されなければならないことではない。

従来、「幼児教育は一つのなに」という声がかかなり高かった。わたくしなども、「幼児期の教育がそう幾通りもあるものではない」と言ひもし書きもしてきたものである。

問題の一つは、乳幼児―幼年期に至るまでの、人間の生活のし方が、他の（それ以上の年齢の）時期に比べて、著しく総合的であり、保護を必要とするものであり、発育・成長の途上にあるものとして未分化的であるために、教育も、生活保護（福祉）も、互いに境界をつけにくい仕事になることにある。たしかに、幼稚園においても、子どもは「保護されるもの」であるべき要素を失っていないし、保育所においても「教育をうける」べきことは当然の対遇で

なければならぬ。

ただ、このことを以て、「幼稚園と保育所とはどちらかが片方あればよい」ということにはならないし、「幼稚園と保育所とは大体同じような機能をもつものである」ということもまちがっているといわなければならぬであろう。

問題の第二は、どちらの施設（機関）についても、予算措置の貧困があまりにも度を越しているところにある。

幼稚園が幼稚園としての機能を發揮し、保育所が保育所としての機能を發揮するためには、どちらも、あまりに貧弱な設備しかもつていないし、教諭や保母の人間性、また正當かつ眞実な意味での資格も（したがってまた処遇も）かえりみられていない。

現在の（いうまでもなく日本の場合をいっているのである）幼稚園、保育所は、どちらも、いささか鵠的存在である。幼稚園もどことなく保育所的であり、保育所もなんとなく幼稚園的である。

結論的にいえば、養護施設から、小・中学校に通うように、ま

た、盲・聾啞施設の多くが、同一構内に盲・聾啞学校を併設しているように、保育所も、子どもが三歳以上になれば幼稚園に通わせるか、併設の幼稚園に入られるようにするべきなのである。

スペースがないので、幼・保の機能を、幼稚園教諭と保育（保育所の）の職能・資質をあげることによって要約してみたい。

教諭は、子どもの活動を機能別にとりあげた（教科の教育・教授（遊戯誘導——発達のための——）方法に、各教科にわたって、一応の（一定の水準以上の）能力をもっていなければならぬ）

保育は、保健と生活科学（食物・衣服・住居・対人関係・管理）の一応の専門家としての能力をもっていなければならない

両者に必須共有のものは、小児科学と発達心理学である。現在は、施設の機能がいまいてあるために、教諭も保育を兼ね

ていることが要請されるし、保育も教諭であるべきことが期待される。（しかも一方では、保育が教諭より劣っているように見られたり、より少ない場合かもしれないが、教諭が保育よりも軽んじられていたりもしている）双方の資質をかね備えるためには少な、も四年——六年の勉学研修と、実習が必要であろう。そして、心身のバランスを十分に保ち、十分に高度な活動力を持続するに足る処遇とが。

生活福祉の施設としての保育所と、教育機関としての幼稚園とは、その性格からいってそれぞれにニーズがあり、施設のあり方としても（教諭と保育がそうであるように）、一方がもう一方を兼ねる

ことには無理がある。が、併設として同一構内にあることは、当然期されてよい、……むしろ、総合施設として、それぞれの部をわざわざ設置することが最も望ましい、といつてよいであろうし、そこで働く者は、教諭保育の資格をあわせもつ者が、時期をみて交替しながら（たとえは、二年ごとに幼稚園部と保育所部との職員をいれかえる——どこまでも二つの有資格者の場合——）つとめることも諸々の利点があろう。ただ、全部の施設が総合施設でなくてもよいし、つとめる者も全員か両方の有資格者である必要はない。それぞれ単独の施設があり、一つの資格だけをもつ教諭、保育が、それぞれに専門職をもつものとして、確かな身分保障のもとにその職場を守るべきである。併設、総合施設が望ましいということと兼用施設でよいということとは、どこまでもわけがちがう。

年齢からいうと、保育所は、零歳から満十歳までを收容し、保育時間からいえば八時間——十二時間受託するもの、というところが妥当かと考える

24時間——全日受託の乳児のためには、別に乳児院が、そして、満一歳以上も、全日受託の場合は、養護施設の幼児部に收容する措置が望まれるであろう。

このようにして、保育所は、零歳から十歳まで（以下）の子どもの、昼間の生活の場所である。三歳以下は、生活と教育とは分離しない。したがって、子どもたちは活動と休息の時間の全部を保育所で過ごすことになる。三歳以下の子どもたちの総合的な生活は、

保母が手中におさめているものである。三歳——六歳、或いは三歳——八歳までは、活動の分化がはじまる過渡期である。分化しはじめた諸活動を、あるいは総合的にあるいは各部面個別的（即ち教科的）に正しい発達をめざして見守り、とりあげ、発展させる仕事は教諭のものであり、幼稚園或いは学校で「教育をうける時間」が徐々に、総合的な生活活動から分れた形でもたれるとともに、なお、十歳までは、家庭や地域社会においてよほどめぐまれていないかぎり、「総合的な生活の場所」もまた、当然に必要とされるのである。いわゆる「カギっ子」の問題があり、「学童保育」の要望が切実であることは、現在すでに黙視できない。

「教育時間」は、幼稚園で、三年保育一年次、三時間以内、二、三年次、四時間—五時間、小学校低学年、五時間平均、三、四年生五—六時間、というところであろう。その余の時間、家庭その他環境条件の不十分な子どものために、保育所はなければならない。

双方の施設の、生活の時間割、カリキュラム、クラス編成、設備の基準についても記すべきであるが、つくしきれないので割愛する。さて、以上のべたところは、不十分なから基本的な問題の所在についてである。行政上の問題についてなお多少ふれるべきことがのこっているかと思ふ。

その一つは、学制についてである。義務制による就学年齢を一年

引き下げようという動きがある。できれば三歳以上を全部義務制の中に吸収されることが望ましい。一年でも、二年でも、可能の範囲で、できるだけずつとも引き下げたらよい。但し、どこまでも子どもの発達の状態にふさわしい形で、のはなしである。

ここで、公立と私立の問題が、いやでもとりあげられなければならないであろう。

原則的には、保育所も幼稚園も、公立であるべきである、いずれも、社会の、国家の、公的な機関であり施設であるべき性格のものといえる。福祉といい、最も基盤をなす教育といい、それは、公的な責任においてなされるべきものである。

ただ、篤志有為の私人が、公立に優る福祉なり教育なりの実績をあげ得ることは、当然考えられる。ことに、資本主義社会にあつては、かえつて私立が、より自由な、より高度な、より行き届いた、志操と情熱による福祉、また教育を実施し得る可能性が大きい。しかし、方では、大によい加減な営利事業的なそれもまた蔓延するといわざるを得ない。

公立を原則とし、良心的な、充実した実績をもつ私立に対しては、これを十分に助成する方策がたてられるべきであり、一方で、基準以下の、特に営利事業的なものに対しては整然とした取り締りが漸行されなければならないといえよう。

幼稚園と保育所の将来

幼稚園も保育所も、ともに、それぞれの機能を確立して、強化整備されることが切に望まれる。

校区ごとに（その校区の規模に応じた）保育所が設置され、原則的には一小学校に必ず一つの幼稚園が附属するか、または小学校ごとに指定委託園をもつ（委託園が指定される）、……委託園には、公立に準じた予算措置があるかわりに、その園の教育機能（園長・教諭の能力資質、設備、園舎園庭状況など）は適切に査定されることになるであろう。

子どもは、三歳以上になれば、家庭・地域環境が健康的で、交友にも遊戯活動（その資材も含めて）にも、子ども同士相互に恵まれた、つまり子どもなりによい社会生活ができるに足るだけの条件を具えている場合は別として、（そういう条件は、現在、現代の日本の社会では、まだ当分整う見通しがたてられそうにない）まず保育所に入り、保育所から幼稚園・学校に通い、下校後も、活動（間に午睡などの休息时间も含められる）の時間は保育所ですごして、夕方、帰宅することになる。或いは、朝は登園登校して、午後（下校後）は保育所ですごすことになる。

保育所のためには厚生省が、幼稚園のためには文部省が、十分の予算を獲得編成することになる。

現在、厚生省と保育所（私立も含めて）との関係は、まだまだ中途半端ではあるが、いくらかすでにたてまえの上下はさききのべた線に近いところがある。ただ、現在、幼稚園の仕事をもあいまいに

兼ねている点、学童への措置が殆どかえりみられていない点、校区の規模に対して適切に配置されていない（地域によって著しく過不足があり、保育内容もさまざまである）点、乳児、準幼児への本来的な設備其他の配慮が甚だしく手薄である点、などなど、そしてもとよりあらゆる予算措置の面が、大巾に検討改革され強化されることになるはずである。

幼稚園が学校に附属するか、保育所に併設されるか、どちらがより適正かは、必ずしもいい切れない。地域事情に応じてより便宜が大きい方に設置してよいのではないか。双方の機能を確立確認すれば、却って奇妙な縄張り争いなどにならずに、各々場所的には合同していても離れていても、よい意味での分業を円滑に運営できるのではないであろうか。

追記

紙数もつきたので尽きない筆を擱くことにする。

期すべき「将来」を言うに急ぐあまり、その踏み出しとして見なければならぬ「現在」——ことに、10月28日付文部省初等中等・厚生省児童兩局長名義の「通知」（幼稚園と保育所との関係について）にもふれずにすんでしまわれました。一々論及すればそれだけでスペースが尽ってしまいうなおそれもあつたわけだ。「通知」には、振興とか発展とかを期す、というにはあまりに、……むしろ逆行せざるを得ないのではないかと思われる要素と、当然そうあるべき要素とが混在している（しかも逆行的要素の方が重大のようにうけとられる）、筆者としてはふれることにこと面倒なきもちがあつたわけですが、批判と要望の意は本文中におのずから表明しているつもりです。

（西南学院短期大学）

幼稚園教育要領

改訂案批判

日 名 子 太 郎

一、幼稚園は学校ではあるが……

幼稚園が、昭和二十二年の学校教育法の第一条による学校の範囲に含まれていることは衆知の通りである。そして、この結果として、その保育内容に関する事項は、監督庁が定めることとなっている。旧保育要領とか、幼稚園教育要領が、そのために作成されたことは、これまた異論のないことであるし、それらも時の経過とともに改訂されることも、当然の成り行きといえよう。

近代における学校とは、定められた目的に向かって、教師が一

定数の青少年を教育する場所、建物、およびそれを規制する制度全般を含めた呼称ではあろうが、しかし、それぞれの学校のあり方、教育内容などについて考える場合には、著るしくその見解を異にしてくるものである。世の中のことには、何事も一見、明確に思えても、よく考えてみるとそれほどはっきりしてないことが少なくない。もつとも、そのことが相当に長い期間、一つの概念に統一され、誰が考えても、そのように考えるのが当り前、つまり常識となっている場合はよいが、日本の幼稚園のように、歴史的には古くとも、学校教育としては、つい最近になってその範囲に含まれるようになって来たものについては、その解釈は、多種多様であり、単純に一つの問題で割り切ってはならない。

ある普通の日本人に向かって、「学校とは何か？」と、その概念をたずねた場合にでてくる答えを、そのまま幼稚園も学校の範囲に含まれているからといって、それと同じ方式でわり切ってしまうてよいものであろうか？「学校教育なのだから、……であるべきである。」という安易な断定の仕方ほど危険なものはないし、法律というものを、忠実といえれば体裁はよいが実は時に悪用して、その対象をしぼるのが慣例化しているわが国の教育行政においては、こんな安易な断定が法の名の下になされているけれども、こんな危険なことはない。戦後の学校教育、あるいは社会環

境の産物として戦前には見られなかった特異なパーソナリティーの所有者が育てられつつあるが、政治家も、行政官も、そして教師も、親も、これを、ただ困惑の表情をうかべるだけであったり、逆にその美点をことさら強調して無責任の結果として生じた欠点を糊塗したり（例えば、現代、つ、子など）しているが、これも考えようではこのような特異なパーソナリティーが生まれたのは、日本人の単に枠組みだけを考えた教育の結果であるといつてもよい。

幼稚園教育の行政においても、一応昭和三十一年度の教育要領では「幼稚園教育の特殊性にかんがみ」とか、今回の改訂案では「幼稚園教育の独自性に基づき」といったことは散見されるにしても、根本的には、少しもその独自性、特殊性を認めていない公式的な学校概念に支配されていることは、その内容、表現を見れば明らかである。そのもっとも適切な例は、改訂案第一章総則2の「教育課程の編成」であろう。「学校教育においては教育課程が編成されなければならない」ということを前述のような安易な断定の下に採るので、このような明確な表現をしなくなるのである。このことは、文部省初等教育課長補佐の奥田真丈氏が「保育ノート」（一月号）並びに「幼児と保育」（一月号）で明記されているから否定の余地はない。これだけでも問題があるのに、今

回は、それが官報で公示される、つまり拘束力を持つだけに全く困ったという感じを深くせざるを得ない。幼稚園教育が、このような学校的性格の強い枠組みの中で行なわれてよいとは思われない。ことばのみでなく、実質的に全く独自のもので、今回の教育要領の改訂が、池田首相の唱えるいわゆる「人づくり」と関係あるか否かは知らないが、「人づくり」ということばを軽々しく同じ人間が口にするのさえ問題であるのに、もしこのような学校形式的幼稚園で教育が行なわれなければならないとするならば、これは「人づくり」どころか「泥人形づくり」という結果を招来しかねない。またたとえ、時の政府や、行政官がこのような単純な考え方であるとしても、専門家である教育要領改訂案作成の委員の諸氏の頭の中にも、幼稚園教育が、このような形式でしかとらえられない（官報公示はこのような拘束性を持つから……）と考えられたのであろうか？

二、いつたい、何を教育しようと考えているのだろうか？ どんな人間を育てようとしているのであろうか？

（改訂案における人間観）

何度、くりかえして第二章幼稚園教育の内容をよんでみて、また基本方針をみても、さらに指導上の留意事項をながめても、その結果として、何が育つのやら全くわからない。もっとも、最

初は、目的が存在していても、次第次第に分析している内に、細分化され本源が見失われることは少なくないが、その細分化、分析化して得られたものをつなぎ合わせてみたところで、何もうかぶものではない。文盲がいらないとか、学校数が多いとか、あるいは義務教育制が高度に実施されているといった点では、わが国は確かに一流国であるが、そのわりに、今日、われわれが周囲に経験している受験準備とか、出世主義とか、学ばつとか、東大病患者が増しても減ることのない、つまり病気が次第次第に日本という身体を蝕ばみつつあるのは、枠組みとか、形式だけ整えれば、何かそこによいものがすぐ生まれると行って形式主義や安易さの結果に他ならない。魂のない印刷物をいくら作ってみても、それだけで教育の成果があがるというものではない。教育は魂と、血の通ったものでなければならぬが、今回の改訂案は、これをことばのマジックをうまく使っているが、根本的には、これに従えば、よい子が育つ、というものではない。これで人づくりができるなどと考えながら作成されたのであったとしたら当局の甘さを疑いたくなる。お役所で作成したものは、常に、質問をうけたとき、その追及を如何にしてうまく逃れるかということを強く意識しているようにうかがわれるが、この場合そのようなことはないのであるか？ 今回のものも、昭和三十一年度の分も、実

漠然とした表現が用いられているが、これは「正しい言語習慣をつける」などと述べられている内容と矛盾しすぎている。例えば「よろこんで」、「いろいろの」、「のびのび」といったことばが、たえず用いられているが、このような空虚なことばでもし幼稚園教育の独自性を示そうとするのであれば、少々無理であろうし、またその程度とか、範囲さえも全く明瞭にされていないのは、無責任といわなければならない。

三、官報公示により生ずる拘束力について

前述のように、要するに今回の改訂案は、はなはだ形式的、公式主義的であり、漠然としたもので、なんのために、このようなものをわざわざ作成する必要があるのか、またさらに官報公示までして拘束力を持たせるのかは理解に苦しむものである。今日の幼稚園教育が、大半（約六三％）が私立であり、園児数は、現在七二％にも達することを考えた時、この拘束に従わなければならないのは、実は国公立の幼稚園ではなくて、その大部分を占める私立幼稚園だという結果になるわけである。もし、私立幼稚園側から、どんなものでもよいから何か保育の線を示してほしいといった要求でも出された結果とするならば、その私立幼稚園の方々には、あまりに依存的であり、たいへん勉強といわなければならないし、またそのようなことが文部省に対し要請されることは余

り考えられない。とすれば、文部省当局は、このようなものを私立幼稚園に対して作成して拘束力まで持たせて、これに従わせようと考えたのであろうか。今日の私立幼稚園を、それほど拘束する必要があるのであろうか。また、わざわざ、ご親切にこんなお粗末なものを作ってみせなくても、私立には、もっとより良いものを作ってくれる人々が存在しているはずである。むしろ、このような在野の人々が、自らの力で作ったものを文部省が育ててくらしいの民主的な文部行政を、私は期待したのである。幼稚園教育の独自性は、公式的なものの考え方の人々には到底理解されるはずがないからである。

四、終りに……

— 多少の批判はしたが、私はあまり細かい部分をとり上げたくな
ない。

— その理由は、これまで文部省作成の案で、表面は民主的に意見をとり入れるような態度をとってはいるが、実際にはいくら他から異論があっても、それをうけ入れたことはないし、またうけ入れられないものだという先入感を植えつけるように飼育されてしまったから……。しかも、作成にあたっての順序は、一応民主的な形式をふんでいたので、形式的には我々の意見も、また識者の意見も盛られ、検討されているし、それでしかも、こんな形になっ

てしまったのだから……。しかし、こまかい批判をしないことがこの改訂案を、これを良いと見認してしまったことにはならない。

この改訂案によれば、私の幼稚園も公認の私立幼稚園だから、当然、これに従わなければならないことになる。悪いもの、劣悪なものでも、法律の力を借りればこれに従わねばならぬのが法治国では慣例であろうから、これに従わなければならないとすると、これは私の幼稚園だけを考えてもたいへんなことになる。しかし、私はこのようなものに拘束されるよりはいい。そのこと、幼稚園を廃園しようか、公認返上しようかなどと考えている。これが、形式論、押しつけ行政に対するせめてもの、私なりのさきやかなレジスタンスである。おそらく、私と同様な考えの私立幼稚園の方も多いことと思う。どうか、このことを真剣に考えていただきたい。また、私どもの中で、みんなが安心して従えるようなものを作成し、幼稚園の大手を占める私立幼稚園が安心して、それを用いるというような方向に動いていくのが日本の私立幼稚園全体に与えられた大きな役割であると思う。

× × ×

— 以上、主として私立幼稚園長としての立場から述べたが、次の機会には、専門家として、また教員養成大学の立場からも、これに対する批判を行ないたいと考えている。(玉川大学・栄光幼稚園)

幼稚園教育要領に

思 考

副 島 ハ マ

人のつくったものを批判することはやさしいけれども、原案をつくることは難しいこと、殊にこうして全国的に使用されるものや告示になるものなら、なおさら人々の批判的になつてたいへんであることを、誰よりもよく知っているのは私かも知れません。児童福祉施設最低基準の保育所の部は原案を鉛筆書きしたのは私でしたが、委員会でねり直された保育室の坪数に関して、本省の最低基準は広過ぎてけしから

んと奈良の第二回全国保育事業大会で発言した人が、何と委員の一人でありましたこと、重宝だと使つて下さつた保育所運営要領も年がたつたらホロツカスに言われることなどなど、今はその職場を離れましたが、自分の身につまされて中央官庁の担当事務官の方や当事者の方にはたいへんでしょうと思いますが、目下私たちの拝見させていただいているものは一般の意見を求めるため改訂「案」として出されたものであるということと、保育所も「教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」との通知（文部省初等中等局、厚生省児童局両局長名十月二十八日）のことばにほだされてというわけではありませんが、学院で保育原理と保育実習を担当している関係で、読まさせていただいた感想を二、三書かしていただきますと、

全体としてたいへんすばらしいですが、中でも第三章に「指導および指導計画作成上の留意事項」が、かなり詳しく適切に書いてあること、『特に問題行動のある幼児……』に対しては、その原因を究明し、適切な指導を加え、また必要に応じて専門家に相談して適切に取り扱うようにすること。『幼児みずから選んで行なう経験や活動の指導にあつては……』個々の幼児の興味や欲求にも注意して、いずれの幼児もそれに

喜んで参加できるように適切に配慮すること」など、保育所の子どもの場合も考慮されたものだろうかと思われるように共鳴できる文句があつてうれし。

次にこの改訂案は将来告示になるということをご存じない方々が、三十一年度の幼稚園教育要領の方が「幼児の発達上の特質」と「望ましい経験」とが分けて書いてあつたのでたいへん理解しやすかつたのに、改訂案はずらずらと書いてあるからつかみにくいと云つてゐる先生がりましたが、これは多分告示になるため、この形式に更められたものだろうと思います。ですから当然このあとに出版されるであろう解説書で、その点を詳しく説明いただき、若い未経験者でも理解できるようにしていただきたいと思ひます。

三番目に改訂案の中に画かれる人間像について——時節柄科学的興味が伸びるように改訂案では注意されているようでその点たいへんよいと思ひますが、将来指導国家の民族としての人間像を考えますと、身体的には単に健康であるというだけでなく鍛練した身体を作るために体育的な遊びを（健康、音楽リズムの両領域で）とり上げていただけたらと思うこと。加速度的に移り変わる社会の問題点を正しく把握して適応できる機敏さや、誰とも仲よくするだけでなく気の毒な友

だちを助けてあげる積極性、正しいと思うことを実行に移せる行動性といったファイトをもたせること、きれいな音楽に合わせてリズムカルな動きをするだけでなく、直接おもしろくない作業でも喜んでする積極性といったものが欲しいような気がしますが、幼児の精神発達の段階では無理とお思ひなのでしょう。か。素直な善良な子どもということ以上に一周り枠を大きくして欲しい気がしますが、私の思い違いでしょうか。

それにしても、この幼稚園教育要領も使用する先生方の技術と先生方のもつておられる人間像のもち方によつて子どもの人づくりが、すいぶん変わってくるような気がいたします。その点は改訂案の指導……上の留意事項のところに「道徳性の芽ばえをつちかうにあつては、園のよいふんい気を作る」とともに、教師の人格や言動……が特に強い影響を及ぼすことに留意すること」とある点で、お互に私たちも注意したいと思ひます。

四番目に幼稚園は「満三才から小学校就学の始期に至るまでの幼児」を対象としているわけですが、改訂案（これは三十一年度のも同じ）では「三才児……に対しては、……特別な配慮を加えること」という一言は加えられているけれど、

特に個人差の激しい満三才から満六才までの三年間の内容を、一つにまとめて書いてあることには無理があるように思っています。例えば音楽リズムの領域で「曲の速度や強弱に気がつけて楽器をひく」や、自然の領域で「電気、熱、光、音などの事象に興味をもつ」などは、個々の子どもの生活環境にもよりますが、四才位までは無理なように思います。しかし、もちろん全体としては発達差の大きい時代であるということを考えて、注意して努めて抽象的なことが使ってあって、こう取り出しますことは重箱の隅を楊枝でつつくようなものかとも思います。

さて多忙のため不勉強なので、改訂案のことはこの程度でおきたいのですが、編集から「保育所と幼稚園の将来」というようなことまでおしひろげて執筆するようというところで、これがまた私のたいへん苦手のことでして——、どうも。

当時の幼稚園と保育所の保育有志者が母子愛育会の元児童室に厚生省人口局田口母子課長と文部省統計調査課(?)の多田事務官をお招きして、一元化についてのお話を承ったのは、私がまだ厚生省に入らない前ですから、かれこれ二十年位前のことだったでしょうか。二十二年の第一国会の際、はじめて選出された婦人議員に衆議院の面会室で幼稚園と保育所の

保育有志者が面接して陳情した時、戸叶里子先生は「高等女学校の先生をしながら子どもを育てた私の職業婦人時代に保育所があったらどんなによかったでしょう」とおっしゃったことを今でも覚えていますが、中に「たった二千や三千ヶ所では問題になりませんよ、保育所が一万ヶ所になったら、も一度いらっしやい」とおっしゃった先生があつて(二回目は落選なされた)ど肝をぬかれた気がしたのですが、厚生省で月報による保育所数が一万ヶ所を越えた時私はそのことを想い出していました。

しかしその頃は保育所と幼稚園だけでなく、季節保育所、へき地保育所の外、いわゆる無認可保育所、事業所附設保育所など、種類も多くなっていました。既に厚生省では中央児童福祉審議会には保育制度特別部会が、文部省では大臣から教育課程審議会に「幼稚園教育課程の改善について」諮問がされていました。

新潟の第三回全国保育事業大会の時、山下俊郎氏ご発表の日本保育学会による調査では、幼稚園の先生の中に厚生省で一元化して欲しいという人があるかと思えば、保育所の先生の中にも文部省で一元化して欲しいという人もあり、その名称もまちまちで、全体的に殆どバラバラの意見であると伺っ

たように記憶しています。現在ならどういうパーセントが出るでしょう。

世界各国の保育制度もまちまちのようです。でもその何れも国民の要求を背景としてなりたっています。日本は今、生産面にも生活文化の面でも躍進を続けています。幸い、文部、厚生両省に大臣や局長その他の人材が揃っておられて、いろいろな着想が次々発表され、日本保育史に未だ無かつた両省両局長の共同通知が出され、保育内容については一本化という歩みよりの第一歩が始められたことはご同慶の至りです。

しかし制度の一元化はちょっと、なかなか難しいことです。個人的な考えをいうことを許していただけるなら、日本も早晚、といつても大分先になるでしょうが、小学校一年低下か幼稚園の年長組だけの義務化は行なわれることでしょう。それは世界の動きというよりも、都会の大半が幼稚園、保育所を経て小学校へ入学するのに、農山へき地では殆んど大半が六才ではじめて集団生活に入るという不公平さは早く解消されたいと誰もが思うことでありますから――。

ただこの次に手をうたるべきことは、幼児教育者の養成です。大体的見通しをつけて、はじめから幼稚園でも保育所でも保育のできる人を養成すること、それが一番大切なことだ

と思います。

幸い、文部省でも職員の内職教育が、厚生省でも父母の現任訓練のことが予算的にも考えられていると洩れ聞いて、うれしいと思います。

なお、父母養成施設については、厚生省では昭和三十七年十月の「父母を養成する学校又は施設の修学科目及び履修方法の改正について」の通知が出され、昭和三十八年四月から実施されたのですが、内容は大体、幼稚園教諭養成短大の教科目の外に養護原理（施設の保育）、ケースワーク、グループワーク、施設管理その他がプラスされていて、養成科目の一本化がすでに計られていることもうれしいことであります。

建物より人、保育をする人が、新しい制度以前に考えられるべきだと思われるのですが、厚生省ではすでにその手が打たれていることはうれしい限りであります。

（栃木県立保育専門学院・元厚生省児童局勤務）

* * *

幼稚園教育要領

改訂案批判

堀内 康人

保育要領のかかれた時代的背景が前面におどり出しているかのようである。またその副題の幼児教育の手びき、そしてその内容にも血の通った温たかさがあるような気がする。なんだ、そんなのは懐古趣味ではないか、というそしりをうけそうな気がするが、決してそうではなく、ここに大きな批判点があることを、私はこれから明らかにしてゆきたいと思う。

戦争で、なにもかも灰燼にきしてしまつた中から、新しくやり直しをするという段階で生まれた保育要領は、手びきの名が示すもの、そのものであつた。それから十年すぎ、世の中が一応安定した中で生まれた、昭和三十一年度の教育要領は、そのまえがきも極めて簡単なもので、改訂の要点を、

一、幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした、

二、幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役立つようにした、

三、幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示した、
という形で示している。

この要領ができた当時における幼稚園界は、まさに雨後のたけのこのような勢いで幼稚園が方々にでき、その教育内容も、保育要領は出ているといつても、それぞれの幼稚園において、

幼稚園教育要領改訂案の批判をする為に、私は昭和三十一年度の教育要領と、昭和二十二年度の保育要領——幼児教育の手びき——を前において、それらをなんどもくらべあわせてみた。

終戦直後、混乱期の中で生まれた保育要領のまえがきには、「さあ幼児の教育に献身しようではないか、そして将来の明るい日本のいしずえを築こう」、という意気込があつて、なにか

てんでにまちまちな状態がひろがり、そうした状態に一定の秩序を与える必要があり、その一定の秩序を、小学校教育との一貫性という基点でまとめたものにちがいない。しかしながら幼児教育に定められた教育内容は、小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にすること、幼稚園の時代は、まだ、教科というようなくで学習させる段階ではなく、むしろ、こどものしぜんな生活指導の姿でそれぞれの教育内容を身につけさせねばならない、小学校の教科指導の計画や方法を、そのまま幼稚園に適用したら、幼児の教育を誤る結果となることを強調しており、この事は全く当を得た注意であった。

旧教育要領では、更に指導上の留意点を明確にするためには、幼児の発達上の特質をよく知らなければならぬと考え、発達上の特質と望ましい経験は三才、四才、五才それぞれの年令に応じて異なるはずであるが、それを示した方が親切だが、さし当って一応年令差を区別しないで、幼児教育として一般的な観点から必要と思われる、特質と経験を挙げている。それが新しい要領案からは全面的に消えていることも、新要領案の特徴ということがいえるのではないか。なぜこれを取り去ってしまったかについても、おききしたいものである。

旧教育要領ではいま述べたように、改訂の要点をあげて指導

上の指針としている。これはたいへん親切なことである。その親切なことを新しい要領案ではどうしてやらないのだろう。発達上の特質と望ましい経験は、三、四、五才と年令差に従って示した方がよいわけであるが、と旧教育要領ではいつている。それなら八年後の今日改訂する際、その示した方がよいことを

やったらよいではないか。それをやらないで済ましてしまうということは不親切だといわれてもいたし方あるまい。殊に最近、大都會などにおいては、三才・四才・五才と三年保育の実状が一般的になりつつある現状である。そうであればある程、こうした現場からの要望は強くなるのではないかと思われる。

そんな細かなことは、そうした研究や実践がたくさん出ているから、それを参考にしなさいといわれそうだが、すくなくとも一たん新教育要領が文部省から出される、ということになれば、一応それが基準となる性質のものであればあるだけ、旧いものより新しいものは更に発展的なものを示してやる必要が必ず要に思われる。

新しい教育要領案で先ず気のつくところは、それが実に要領よくコンデンスされた、すっきりしたスタイルの教育要領であるという印象である。しかし今述べたようにたいへん不親切であると同時に改訂の趣旨が不明確である、第一に旧教育要領の

ように改訂の要点も示してない。これから旧要領のようなまえがきでも書くというのだろうか。いきなり第一章総則ではじめるなどというのは、よもやあるまいと期待して、新教育要領案が案でないものなることを望んでいる。つきに、いらぬ心配をするようだが、新要領の改訂の要旨を、この案にもとづいて書くとするならば、どういうことになるのだろうか。たしかに、ばらばらで余り系統立っていなかった領域別の教育内容がより見やすい、考えやすい、したがって参考にしやすい形で、まとめあげられている点はあるがたいし、各領域別に指導上の留意点を示していることはたいへん親切である。殊に社会、この問題点の多い領域を、あのような形でまとめて下さったことには、そのかげに非常な苦心と努力があったことを敬意をこめて認めなければならないが、そうしたことは改訂の要点ではつきりいつていただくとして、それよりも重要なことがあるのではないか、どうもいろいろな気がねをされて、はつきりうち出さないポイントがあるような気がする。それはなにかということ、旧教育要領にはなかつた道徳性の芽ばえをつちかうこと、それに当っては、日常生活における基本的生活習慣や望ましい対人的な態度を、幼児の自主性を尊重しつつ身につけさせるとともに、教師の是認や否認などを通して、よい行動、悪い行動を区

別できるようにし、さらに道徳的心情が内面的に深まるように配慮して、積極的にかつ根気強く指導すること。この際、幼稚園のよいふんい気を作るとともに、教師の人格や言動、友だちや家庭、あるいは地域社会の環境が特に強い影響を及ぼすことに留意する、という留意事項が目にとまる。つきに、社会の教育内容の、身近な社会の事象に興味や関心をもつ具体的内容の中に、幼稚園内外の行事において国旗に親しむ、という形で示されているが目にとまる。旧教育要領では、みんなといっしょに国の祝日などを楽しむ、とあるが、この方がむしろ幼児にとってはしぜんではないか。というのは表現上の細かなことを問題にして悪いようだが、幼稚園内外の行事において国旗に親しむというが、内外の行事に必ずしも国旗がつかわれているわけのものではないし、そのような現状の中で親しむようにということであれば、内外の行事には必ず国旗を用意することが望ましいということをうらがえしにいっているようなものである。旧要領のような形ですませておけばよいものを、こんな所で国旗などを持ち出すから、道徳教育とむすびつけ、国家主義的な臭いがするなどという、横槍をいれられるのである。

私は幼児教育において、道徳性の芽ばえの教育は不必要だとは決して思っていない。しかし道徳性の芽ばえ、自主自律の精

神の芽ばえ、美的な情操の芽ばえをいつていながら、どうしてその上に、最初の保育要領がいつているような、将来の明るい日本のいしずえを築く、人間性の豊かな子どものことをいわないのだろうか、と思うのである。明るい日本のいしずえなどは、もうとつくの昔に築かれたという前提にたつて、道徳教育を問題にしているのではないだろうか。私は決してそうは思わない。暗い現実がひろがつているからこそ、それに影響されて幼児教育においてもまた道徳教育が叫ばなければならない。

そこで私のいいたいことがようやく出てきた。それは道徳教育をやぶから棒にいわないで、道徳的に歪んだものや、不正や不義が大手をふつて歩いている世の中であることをはっきり承認した上で道徳教育を持ち出しなさい、ということである。そういうことを明確にまえがきかどこかでいわないで、もし道徳性の芽ばえ、更には、教師の人格などという問題を不用意に出すと、とんだ誤解や解釈上の混乱をひきおこすことになるのではないだろうか。

現場の教師たちは、おおぜいいる中には多少とも人格的に思わしくないような教師もあろうが、それはどんな分野でもあることで、非常に多くの教師は、劣悪な条件の中で、幼児教育にいつしょうけんめいになつてゐる。幼児教育にたずさわつて

いれば、それがたとえどんな人間でも、せんに人格的に高まらざるを得ないようになってくる。これが幼児教育の特色である。幼児の前で自分の不道徳をかくしたりしても結局幼児はそれをみぬいてしまう。いわば幼稚園や保育所という所は教師や父母の試練場なのである。文部省は教師の人格うんぬんをおっしゃる前に、どうか、こんな立派な仕事をやっている教師たちの生活条件をもつと高めてやることを考えてもらいたいものである。特に幼稚園では私立のものが非常に多いこと、そんなことはよくおわかりだと思つて、重ねて、何度でもこのことは言わなくてはならない。更に知つていただきたいことは道徳性よりも、もつと基本的な人間性の豊かな子どものことを十分考慮して、現場では多くの教師が幼児教育をおこなつてきたし、現におこなつてゐるし、将来もおこなわれるであらうということである。最後に、どうか新教育要領改訂案にできるだけはやく、改訂の趣旨と要点を、私共の納得のいくように、親切に温かくおかきただいて大方のご指導をお願いしたいことを書き加えさせていただくことにしよう。

(東京家政大学)

☆

☆

☆

巢立ちゆく

先生へ



沼館 正尾

就学前教育が強調され、幼稚園の必要性が一般の認識を深めてきて、この部門に比較的消極的であった文部省が、最近幼稚園の拡充案を立てたことは、遅まきながら、日本の幼児教育の将来に大きな曙光を与えるものと申すべきであります。

このような時期に学窓を出て、幼児教育の実際に巣立たれる皆様の前途は洋々たるものがあります。

戦争前の幼稚園教育の実際、戦争中の絶無に等しかった幼児教育、そのような時代に幼稚園の教育・運営に携ってきた私共から見ると、恵まれた社会情勢の中で生まれてゆく若い先生方に限

りない祝福を贈りたいと存じます。

改めて申すまでもなく、幼稚園教育の中心は先生であります。

設備、環境ももちろん大切なことは言うまでもないことですが、肝心な先生にその人を得ない場合は、どのような環境や設備があっても、結局「無」に等しいといっても過言ではないと思います。

新たに幼稚園教育に巣立たれる先生方は、この責任を自覚されて、使命の達成に力強く踏み出していだきたいと存じます。

その先生方へ私の経験から幼稚園の先生としての心構えについて思いついた事を記して御参考に供したいと思います。

健康であること

どこの職場でも、健康の大切なことは申すまでもありませんが、殊に純真な潑刺とした園児を指導する先生が、暗い影やじめじめした気持では健全な教育はできません。

明るい、生き生きした気持を絶えず持ちつづける為には、先ず健康でなければなりません。

朝、あの顔、この顔を思い浮かべて、はり切って起きられるような、また個人差の甚だしいいろいろの子どもに爽やかな気持で接しられることのできる健康さが必要であると思います。

しかし、あまり張り切りすぎて、明日に疲れを残し健康を害することのないように、十分に注意されることが大切であります。

先生の欠勤とか遅刻などは、子どもに不安を与えることが大きいものです。十分健康に注意していつも子どもに信頼感を持たせる先生であってほしいと思います。

先生としての自覚

このことは、幼稚園の先生に限ったことではありませんが、教育に携わるものは、古い表現ではありますが「天職」といった自覚がなければ、決してよい教育ができないとおもいます。

特に現段階では、その地位や待遇の上で報いられることの少ない幼稚園の先生は、権利の主張に囚われている一部教育者のような気持では、よい教育は望み得られないと思います。

一人ひとりの子どもへの愛情に燃えて、これを正しく育てることが根本であるということを忘れてはいけなと存じます。

適応性

職業生活に入ると、その生活は複雑となり、いろいろな場面において、それに適応してゆくことが必要であります。

殊に幼稚園は、地域、設備、施設などの差が非常に大きい現状でありますので、自分のおかれた環境で、如何にして教育の効果を挙げるかということを真剣に考えて、若い情熱を生かしてゆくことが大切だと思います。

素直さ

子どもに素直さをもたせたいと思うとき、先生がまず素直であ

りたいと思います。

先生にもし間違いがあれば、訂正したり、詫びたりして、少しでもごまかさないということが大切だと思います。

環境に敏感であること

雨や風が強いとき、子どもがどうしてくるかと考えたら、先生の足も自然と早くなって、朝の挨拶もこれに相応しいことばから始ってゆくと思います。

部屋の飾りも、いつまでも入園当時と同じであっては困りません。

以上は単なる一例にすぎませんが、自然の変化や、周囲の事情に敏感であってほしいと思います。

無駄と楽しみ

あまり合理的にのみ物を考えては、きゅうくつになります。

幼児の遊びの場において、大いに無駄と楽しみをつくるようにしたいものです。

その雰囲気の中に、先生もとけこまれるような童心をもつていたいと思います。

人との和

お互いに人の立場を理解して、それぞれの特色をもって活動し、相互の力を出し合って、お互いの仕事の向上を図るように心がけたものです。

人と人との和とは、単に親しむ、争わないという面ばかりではなく、協力してゆく積極性がなければならぬと思います。

独善的でないこと

教育は単なる理論ではありません。理論と実際と融合したものでなければならぬと思います。

実際教育に当って、指導してもらふ人のあることは、幸なことです。

経験者にものをきくということは、明日の自分に大きな力を増すことです。

個性的であること、独善的であることとを間違わないようにしたいと思います。

すき間を大切に

クラスは誰でも全力を挙げてやりますが、クラスとクラスの間には、お互いにゆずり合って「すき間」を生じる傾向があります。

共同の庭、廊下、遊具など、誰の責任ともつかないところに

「すき間」ができます。

できるだけ気をつかって、この「すき間」を埋めるようにつとめたいものです。

それが大切な教育の場となることがあるということを心してほしいものであります。

創意、工夫を心がけること

環境の設定においても、子どもの生活に対しても、ささやかな創意、工夫で、大きな教育的効果がる場合があります。

教育に生氣をもたせる為にも、マンネリズムに陥らぬよう、たえず研究意欲を旺盛にして、創意、工夫につとめることが肝要です。

以上私の経験を通じて感じていることを、羅列してみました。

平凡な事柄ではありますが、これを実践することは容易ではありません。

子どもに接しているとき、その人自身からにじみ出るものが強く影響するものであることを思うとき、先生は、自分自身の向上に努力すべきだと思います。

要するに教育は、理論や指導技術と相まって、教育者自身の心構え、熱意が大きな力を持つものであることを、深く深く心に刻んでおいていただきたいと存じます。

終りに、皆様の若い教育熱にもえた新しい力が、明日の幼児教育のために春風をもたらす事を大いに期待しております。(三八、二一、二八)

(洗足学園幼稚園)

母の会の計画

大泉 テイ子

入園前の準備

☆ ☆ ☆ ☆

二月になると、そろそろ、来年度入園児の保護者を開く幼稚園が多いと思います。来年もまた、より一層よい保育を……と意気込めば意気込むほど、入園までに心掛けてほしいこと、用意してもらいたいもの、等々、幼稚園から母親への註文も多くなるでしょう。入園前の保護者は、第一回の母の会ともみるべきもので、大部分の母親がこれからの園生活に、希望と期待を

もって集るのでから、十分に納得のゆくように、期待にそうように会を進めてゆきたいものです。とくに、はじめて幼稚園に子どもを送る家庭では、子どもだけでなく母親も一しょに入園するようなものです。殆んどの母親は戦時中か戦争直後に小学校生活を送った方たちですから、今の幼稚園に関して、目や耳からの知識で一応心得ている程度のもので、実際問題になるとた

いへん心細く不安そうなのがよく分ります。幼稚園は、これからの長い集団生活の第一歩を踏み出すところです。すべてがはじめての経験です。子どもにとっても、母親にとっても大切なこの時期に、間違いない第一歩を踏み出せるように、幼稚園は、遠い将来にまで責任をもつほどの意気込みで、子どもと母親を迎えたいものです。

さて、このような会をもつ場合、おしらせの最後に、「お子さんはなるべくお連れになりませう。やむをえない時は、会が終るまで静かに別室か園庭で遊んで待つよう、十分約束してからお連れ下さい」と書きそえてはどうでしょう。

母親が会をもつ場合、子どもはどうしていただけるのか、これは幼稚園で最初に親子で守らねばならない社会的ルールです。理くつぬきにはっきりと園の方針をうち出して、最初からお互いを守るように努力する方向に導いてゆけば、案外素直に受け入れられ、効果があがります。

次に、園児の家庭環境を十分に心得ておくこと。入園申込書の記入事項や、家庭の調書などを、もう一度改めて調べますと、

通園地域、家族構成、家族の学歴、生活歴、教育観など、或る程度の認識を深めることができます。その上で話の内容をどのように進めてゆくべきか、自ら方針もたつてくるでしょう。また、新入園児の名前全部憶えて会を迎えることも大切なことです。担任だけでなく、園全体で歓迎の意味からも、園長はもちろん、他の組の担任にも必要なことです。「名前を憶えてもらった」と喜ぶのは子どもだけではありません。おとんでも、憶えてもらえた一事で、急に幼稚園に親しみをもつようになるかもしれません。「○○さんお早よう」、「○○さんこんにちは」のあいさつが、急に明るく気分を引き立ててくれるかもしれません。

あらゆる機会をとらえて、母親の一人ひとりが園に歩みよつてくるように努力してゆきましょう。それには、話しやすい場

と、話しやすいきっかけをつくってあげることに、これは母の会を育ててゆく場合、忘れられないことのひとつです。

入園前の二ヶ月は調整期に当てましょう。母親によっては試練の二ヶ月になるかもしれません。生まれてから今日まで、めいめいの家庭で、思い思いに育てられてきた子どもたちです。十人十色の子どもたちを、バラバラの状態で四月に迎えるのは、経験を積んだ教師にとつても決して楽な仕事ではありません。まして経験の浅い教師にとつては泣きたくなるような日もあるでしょう。そんな時、一つでも二つでも前もって母親に協力を頼んでおきますと、本当に助かります。例えば、

母親から離れにくい子どもは馴れるまで幼稚園に遊びに連れてくること。天気の良い

母の会の委員

母の会と限定しないで、父親にも祖父母にも是非参加してもらいたいので私たちは

い日には、親子でおべんとうをもって、三才児と一しょに頂くのもいいものです。

安全な通園順路と歩き方の研究、調査、練習をしておくこと。親子で考えてきめた道以外には絶対に歩かないとか、道の横断の約束とか、切実な問題です。

洋服の脱ぎ着がひとりではできないように。通園服を園内で遊び着に着換える場合には、最初から母親に、子どもにもできるポタンのかけ方、はずし方、ガウンの着方、たたみ方など、長年の経験から得た最良の方法を伝授します。教師が上手に先導すれば母親は迷わずに協力を惜しみません。これなどは目立って効果のみえるいい例です。このように教師と連絡をとって計画的に進めていけば、お互いに助かります。

☆ ☆ ☆

「いずみ会」と言っています。が、やはり大部分は母親、時々祖母が参加しています。

誰とでも気軽に話し合える場をつくって、多くの方に幼稚園を理解してもらいたいの
が私の願いです。

現代の社会で幼稚園ほど、夢と可能性に溢れている楽園はありません。また母親の中にはすばらしい女性が、ひっそり潜んでいるかもしれない。二、三年も子どもが通園するのに、お互いに知らずに過ぎてしまうのも残念です。そんなわけで、母の会の委員は全員当番制がよいようです。但し、小さい子どもがいる母親は、事実上無理なので、ひとりっ子、末っ子の母親に限りませう。最初の母の会には、当番制にする趣旨を十分に説明して徹底します。同時に、委員の活動の範囲と方法を、はっきりきめてしまします。誰が委員になっても教師の領域に踏み込むことのないように。どんな場合にも幼稚園が主体であるようになど、事前に一線を劃すことを忘れてはなりません。それには、幼稚園にも徹底した教育観が要求されます。これは園長自身の問題に

もなってきましたが。……

一年を左のように、三期に分けて仕事を分担します。

一期（四月～八月）二期（九月～十二月）三期（一月～三月）

それぞれに都合のよい時期を希望して後で人員を調整します。勤めをもつ母親も、家庭に仕事をもっている母親も一様に、ひとりっ子・末っ子の母親であれば例外は認められません。むしろ忙しい母親であればこそ、幼稚園を正しく理解する機会をもつことは望ましいし、他の子どもと同様に世話をしたり、自分の子どもと他の子どもを比較する機会をもつことは必要なことです。

母の会の活動

園外補導

園全体のおとなが、他人の子どもにも自分の子どもと同様に愛情と責任をもって、触れあうようになれば、非行少年の数も減るでしょう。園全体までは及ばなくと

仕事をもっているからといって、他人の世話になることに馴れすぎてしまうのは決してよくないからです。

各組から一期に二名ずつ、会計、図書、記録係を選んでいきます。人選には干渉しません。四月、全期の委員が集って年間の計画について話し合い、案をたてて総会にはかって決定します。相談会には必ず園長が出席して会の方向づけをします。集会は母の会総会を除いては殆んどが午前中、保育時間中に母親の集會室で開きます。集會室は保育の妨げにならぬよう保育室と隔離されているのが望ましいようです。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆

も、せめて幼稚園の中だけでも母親同志手をとりあって、子どもを守ってゆけたら……との願いから、母の会を通して実行してゆくのも大きな効果があります。二、三例をあげてみましょう。

帰宅時間、子どもが遊びに来た場合、責任をもって帰す申し合わせ、つまり、四時から四時半には片づけさせて、あいさつしてから帰す。これは行儀のいい子どもにする為だけでなく、帰りを確認することは事故防止の面からも大切だ。「さようなら」と落ち着いてあいさつして帰る場合は、片づけもせず放りっぱなしで門をとび出す場合よりもはるかに危険が少ないでしょう。

○おやつ。母親が工夫しておやつを与えているのに、他家に行っておよつこの食べ直し、夕食がはかどらなくて大弱りとの声があつて全員おやつ対策を講じました。皆で言いたいだけのことを言いあつて、その結果、原則としておやつは出す必要がない、出す場合は母親同志事前に連絡をとつてある場合だけ、ときまりました。皆できめることなので案外実行に移しやすいようです。

○自転車(二輪車)。幼稚園児に二輪車は危険なので、全員購入禁止を申し合わせま

した。クリスマス、お正月の前にもう一度申し合わせて、自転車のプレゼントは事前辞退することや、子ども同志の相乗りは見つけたら止めさせるなど。

○よりみち。幼稚園の帰り途、鞆をもつたまま、寄り道したら寄せた方の母親が責任をとることなど、まだまだたくさんありますが相当に効果の上つている例です。自分一人てやきもきしていても仕様がな、母親全部が立ち上つて協力しよう、それには母の会はこの上なくよい組織ですね。

母親文庫と勉強会

毎月一回の母の会では話し合いも限られてしまいます。一貫してまとまった本が安く読めたら好都合です。そんな時、一人で何冊も買うよりは、あるものを活用しよう、と持ち寄った本でできた文庫です。結構利用者があつて一冊十円の貸出料も大分

たまりました。新しい本も何冊か購入できました。来年は母の会の予算をふやして増

冊するつもりです。

一冊の本を回覧したり、めいめいの読後の感想を述べあつたりで、勉強会も自然に生まれてくるでしょう。この会に是非仲間入りさせてあげたいのか、問題児といわれる子どもをもつ母親です。楽しく皆と本を読んだり話し合つたりしているうちに、子どもが良い方に変つてゆくようです。「子は鏡」の諺をあらためて考え直します。

バザー

目的をはっきり示して協力してもらいます。ピアノ購入、給食室の整備のように、子どもに直ちにプラスになるようなものに決めます。全委員で参加します。利益をあげる事も大事ですが、母親同志がぐつと親しみをもち、同時に社会的な訓練も身につけるにいい機会です。

講演会

一学期に一回位、今年度の会を参考まで

に例示します。

子どものしつけ 坂西志保氏（評論家）
小学校入学前の準備 大橋富貴子氏

（お茶の水女子大附属小学校）
知能の発達について 桐花教育研究所

行事に参加

月額三〇〇円の母の会費をフルに活用します。費用と労力の協力を受ける主な行事を列挙します。

入園式（新入園児の祝宴）、お誕生会（人形劇グループ、茶菓、準備、片づけ）、遠足（おやつ、附添）、母の日（カーネーション）、父の日（アイスクリーム、カーネーション）、会場の準備、接待、片づけ）、夏季プール（おやつ、年少児の水着の着換手伝い）、夏季合宿（食事）、運動会（おみやげ各係）、クリスマス（劇に参加、プレゼントの用意）、もちつき（材料、準備、片づけ、講演会（講師の接待）、お別れ子ども会（劇に参加）、修了式（祝宴）、お別

れ子どもパーティー（食事、準備、片づけ）、その他卒業アルハム製作費、作品整理用スクラップブック費など、その他全園児対象の支出は全部母の会より支出。

クラブの集い

子どもが進学しても幼稚園と縁が切れないように、母親と教師双方の願いで各クラブができました。したがって、在園児の母親と卒園児の母親との混合組です。一年を単位にして計画したり、講師の都合によって期間を決めて行なっています。英語、生花、写真、歴史研究、読書、手芸、保健美容体操、人形劇、など。それぞれ必要があれば園の行事に参加するようにします。クラブに集まる母親は古い卒園児の母親も多く、自然、子どもも中学生になっても幼稚園に来る機会が多いようです。教師の移動が比較的少ないので来やすいのも大きな理由のようです。

製作品のまとめ

修了式間近い一日、年長組の母親が集会室に集まって、年間の子どもの作品の整理をします。その際、園から届く毎月の計画表、週の子定、おたより、連絡帖など、想い出になるものは全部まとめて、スクラップブックに整理します。入園許可書から、こんなものと思うものまで丹念に組み入れ、感想文を挿入して、分厚いスクラップブックができ上ります。冊々々読んでいくと、入園以来、精一杯してきた事がそのまま素直に受け入れられた事が卒直に汲みとれて、今更のように責任を感じてしまいます。以上、不十分ですが母の会を計画なさるに当たって御参考になれば幸いです。

（泉 幼稚園）

* * *

けんかを通して

幼児の社会性の指導を考える

根 岸 幼 稚 園

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
原因																																		
仲間にはいたいのにはいれない						○		○					○	○	○							○						○						
仲間入りの技術がへたなため															○	○												○	○					
ことばの思い違い																	○																	
状況の誤認	○	○									○								○										○	○		○		
自己主張	○																	○	○	○							○		○					
グループの対抗			○																			○												
けなされたため				○				○																○						○				
約束をやぶって批判されたため																											○							○
個人の衝動的行動	○																			○		○												
他人の権限(所有)をおかす									○			○															○		○					
ことばあそび的けんか							○				○																○	○						
独占欲						○																												
他人の気持を無視したため										○			○																					

第1表 けんかの原因の要素別分類

私どもは幼児の日常生活の中でたびたびおきるけんかをとりあげて、実際におきたけんかをそのまま記録し、けんかを通して社会性を育てることを考えてきました。実際にけんかの事例を集めて整理してみますと、けんかにはいろいろの原因が重なっていることがわかりました。第1表に、私どもの集めた32例のけんかの原因を整理してみました。

いちばん多いのが「仲間にはいりたいたいにはいけない」「状況の誤認」で、これについて、「自己主張」が多くなっています。その次が「仲間入りの技術がへたなため」「けなされたため」「他人の権限(所有)をおかす」「ことばあそび的けんか」「個人の衝動的行動」が多くみられます。わずかずみられるものとして、「グループの対抗」「約束をやぶって批判されたため」「独占欲」「他人の気持を無視したため」「ことばの思い違い」があります。

次に、これをどのように指導するかという面から整理してみますと、第2表のようになります。

いちばん多いのは「個人をとくに指導する」というので、全事例の半分近くにみられます。次に多いのは「状況を認識させる」「集団の話し合いを通して指導する」「この場面ではとくに指導の必要なし」というものです。その次には「遊び方の技術を知る」「順序づけ」「別の場面で指導する」が多く、「所属感をあたえる」「共通の目標の発見」が次にみられます。それぞれの項目の説明については、本文の中でみていただきたいと思ひます。

指 導	番 号																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
個人をとくに指導する	○	○	○			○								○	○	○		○	○	○		○	○			○	○					
集団の話し合いを通して指導する		○						○								○	○						○		○							○
あそび方の技術を知る								○							○									○			○					
状況を認識させる	○	○									○	○		○																○	○	○
仲間入りのためのことばの指導をする					○										○	○								○								○
他人の気持や意志を知るように										○					○																	
所属感をあたえる																									○							
順序づけ																					○	○							○			
共通の目標の発見																							○									
この場面ではとくに指導の必要なし								○					○												○						○	○
別の場面で指導する		○																							○			○				

第2表 指 導 の 分 類

よくきけばよかったわね——仲間いりの話し合いが下手でおきたけんか

6月3日 (月) 雨 二年保育年少 廊下

状 態 記 録

保育室前の廊下で女児がまりつきをしていたが、けんかになったらしい。誰かが泣いて、Sが先生のところへ知らせに来た。

S 廊下から、部屋にはいって来た。「先生あそこでけんかになって泣いてるの」

先生 「だれが？」廊下へいって見るとHが泣いている。

K 「どうしたの？」Kがそばにいたのできてみた。

先生 「あのね、あたしのこといじわるしてかしてくれないんだもの」

H 「KちゃんがHちゃんを泣かしちゃったの？」

S 泣きながらこっくり。

H 「ちがうの、この子がね（Kのこと）あたしにね、あたしがついてたら、かしてっていったら、この子が（Hのこと）だめっていったもんで、そんだもんで（Kのこと）この子が（Hのこと）この子のことぶったの」Sがまりをついていたら、Kがかしてといた。それをHがだめだといったらKがおこってHをぶったらしい。

先生 「どうしてHちゃんが、だめっていったの、だれが最初にまりつきしていたの」

S 「Hちゃん」

先生 「あ、Hちゃんがつかっていたまりなの、それでどうしたの」

S 「あのね、Hちゃんがまりついているから、あたしがかしてって行って、Hちゃんがだめになったから、あたしの番でついたので。そんでだめになったから、この子がかしてってあたしのまりをつこうとしたら、Hちゃんがあたしよっていったから、Kちゃんがあたしよっていうから、あたしがじゃんけんすればっていったの、そしたらKちゃんがぶったから泣いたの」

先生 「そうじゃあ、SちゃんはHちゃんからまりを借りたのね、それでまた、KちゃんがかしてっていったからHちゃんがいやだっていったの？」

H 先生 「うなずく。」

S 「じゃあふたりでやっていたのね、KちゃんはSちゃんのだとおもったんでしょ、よくきけばよかったわね」

S 「そう、あたしの次は、Kちゃん、それから、Hちゃん、そんであたしってやればいいのよ」

先生 「そうね、Hちゃんも、じゃいれから順番よっていえばよかったし、Sちゃんも、Kちゃんにいっしょにしましよって行って、Kちゃんもいれてもらうんだから、よくきいてみればよかったわね」

先生 「こんどからみんないれてあげてじゃんけんしたり順番になかよくつかいましょうね」

三人ともなっとくしたようすで帰る準備で部屋にはいっていった。

原因 HとSがまりつきをしていたがKが、Sひとりですべて使っていたものと思つてSにかしてといたら、Hが、自分をのけものにされたと思つて、自分の番だと主張したので、Kが、Hをぶった。

まとめ 話し合いがうまくできず仲間入りが下手なためにけんかになったと思われるのでいれてもらう場合は、はっきりいれてというように、またみんなまで話合つてじゃんけんなどで順番をきめて、仲良くあそべるよう今後指導したい。

備考 年少組なので三人で順番に使う技術がわからないでおきたけんかである。仲間入りの技術が問題となる。最後の先生のことばは必要ない。先生は、状況を知り、経過をあきらかにするだけでよいのではないか。

すすんで仲間入りができるようになり、協調心が芽生えてきました。二学期になってからもときけんかがおこりましたが、仲間入りも上手になり、皆でお互いに話し合つて解決できるようになりました。十月始めのころ男児が四、五人で積木で何かつくっていました。

Tが私のところへきて「入れてくれないの」といって、私のわきて製作をしていたKが「よし僕がいつてやる」といって、皆に「じゃあ、せまいからみんなでもっと大きくしよう」といって、Tも入つてあそぶことができました。

このようにけんかのような状態になってもお互いに相手を尊重し認め合うことができるようになってきました。けんかがおきた場合にはその原因をまずあきらかにし、一人ひとりの立場やいい分を聞いてやり、教師自身がその状態をよく理解して、どうしたらよいかお互いに反省させ、納得できるように導くことが必要です。

年少組の場合には、自己主張が強く、自分本位に行動するので、仲間に入る技術がわからなかったり、友だちの立場や状態の判断ができないことがあります。仲間入りのあいさつをはっきりいうことや、状況判断が正しくできるように、協力して一つの共通のあそびを行なうことができるように、けんかの場とおして指導していくことが必要です。

2. 仲間いりの話し合いから

——1年保育の場合——

北 島 光 子

1年保育も4月当初は、どうして友だちを誘ったらよいかかわからず、友だちを誘うのにも、体をぶつけてみたり、押してみたりの状態で、自分は誘ったつもりでも、相手はぶたれたと思ってしまうという、争いが多くみられました。

そのつど個別的に指導してきましたが、あるとき、次頁表のよう

なけんかが起りました。

このような、けんかがおこり、幼児たちが驚いてみておりましたので、はじめて全員に、仲間にはいりたい時、友だちと一しょに遊びたい時は必ず、相手にわかるように、大きな声で「いれて」ということ。友だちが「いれて」と来たなら必ずいれてあげることが、仲間入りのいちばんの初歩であることを話し合いました。

その結果、仲間いりの挨拶がへたでおきるけんかの数は少なくなりました。ところが、E君が仲間にはいると、そのグループはけんかがおきます。E君を見ていると、このようなことがありました。6月20日の自由あそびの時、砂場で男子5人が大きな山を作っている時でした。

教師 「高い大きな山ができましたね」

子どもたち 「うん」

E 男 「先生いれてくれないの」

教師 「あらどうして、Eさんは、はっきり いれてと、いわないのでしょうか」

O 男 「先生ちがうよ、だめだよ。E君がはいると、E君はいつも自分勝手にするから」

このように、仲間にいれてもらっても、相手の遊びを考えず、自分ひとりで好きなことをはじめ、遊びを継続させていくことができなことがわかりました。

私はそこで、幼児たちが仲間いりについて、また友だちと仲よく

キューブ積木——仲間いりの技術がへたでおきたけんか

5月20日 (月) 雨 一年保育 保育室

遊ぶということ、どの程度理解しているかを知りたいと思ひ、次の項目について話し合ひを試みました。

1. 仲間にはいりたい時はなんといつたらよいかについては、
1. いれて、 2. いれてちょうだい、 3. 仲よく遊ぼう、
4. みんなとあそぶものですよ、 などができました。

2. 仲間いりをことわる時はなんといつたらよいか、を聞いてみますと、
1. あとで遊ぼう、 2. いやだ、 3. 人数が少なくなったら呼んであげる、
の3つでした。
3. 仲間いりをことわられた時はどうするかを聞いてみますと、
1. ほかの者と遊ぶからいいよ、

状 態 記 録	<p>先生 TとMふたりでキューブ積木を高くかさねて遊んでいたが急にTとEとが、とっくみあいのけんかをはじめTが泣きだした。 E、「どうしたの」 M、「先におつたんだよ」Tを指しながら 先生「ちがうよ、おまえが先におつたんじゃないかよ」 M「そうなの」 先生「積木を高くしていたの、あの子(Eをさして)おとしただの」 E「手伝ってあげようとしたんだ」 T「どうして、ここに置いたんだよ」(たいへんなおこりようである) 近くの大積木の上にキューブ積木の半分をのせたらしい。 T.M.「とつたんだよ」 先生「Eさんがキューブ積木を半分取って、大きい積木の上に置いて落したの、それでTさんの顔におつかったの、それで、けんかしたのね」 T.M.E.「うん」 T.M.はへんじもはっきりせず、積木で遊びだす。教師は三人でどのような結果をだすかと、ようすをみていたら、 E「先生ふたりとも悪い？」 先生「どうでしょうね」三人に呼びかけてみたが、T.M.はへんじなく夢中で積木で遊んでいる。Eは仲間にはいりたいらしく、そばで、 E「階段作っているの」といっていたが、T.M.はしらん顔、Eはパズルの方に遊びに行く。 先生「どっちが悪いと思いますか」T.M.に向かって、 M「Eが悪い」 先生「どうして悪いの」 M「積木を持っていったから」 T「知らない」といいながら大積木で船作りをしている。</p>
原因	T.M.が積木で遊んでいたところ、Eがことわりなしに積木を取り、投げたことによりおきたけんか。
まとめ	子どもたちは、けんかしたことによりあまりこだわっていない。積木遊びに夢中になっていたのも、遊びを中断してもと思ひ、現場での指導はよした。今週から単元「わたしのなかま」であるので、ひと遊びしたあと全員に、このけんかの説明をしてなかまに入れてもらう時の約束(いれてとはっきりいう、おともだちが来たなら、なかまにいれて、協力して遊ぶことなど) 道具の使い方を指導したが、現場でも指導してEをなかまにいれてやったほうが、よかったのではないかと反省している。
備考	討 議 (1) 子どもが仲間にいれてきた時、嫌いなともだちがきたら、どのようにするだろうか。子どものことわりかた……人数が多いから、昨日いじわるをしたから、どうしてもなど。 (2) なかまに入れてもらえなかった子どもは、どうしたらよいか。たいへん、むずかしい問題である。現在の社会をみた時、おとなたちでも嫌いな人とは、あえて交際しようとはしていない。幼児においても「みんなと仲よくあそぶ」ということを、あまり強制すべきではないと思う。 なかまに入れてもらえなかった子どもは、そのことにより考えて、なかまの技術を理解してくるのではないか…… (3) Eに対して個人指導が必要である。

2. 一人で遊ぶ、そしてお友たちがきたら遊ぶとっていました。
次に友だちと仲よく遊ぶについては、

1. かわりばんこにする、

2. みんな仲間にいれてあげる、の2つでした。そこで、
みんな仲間にいれてあげたいけれど、時々乱暴する友だちや、自分勝手なことはかりする友だちがきた時は、どうしたらよいかを話し合い、約束つくりにもつていきました。

幼児たちは、そのような友だちがきた時は、

○ 仲間に入れる前に、悪いことはしないでねといって、「うん」といったら、約束したらいれてあげる。そして、ゆび切りげんまんをする。それでも悪いことをしたら、

○ いれてあげない、てもあやまったらいれてあげる

私はE君が仲間にはいった時を考えて、それでも自分勝手な遊びがしたいといいたしたら、どうするかを話し合いました。その結果、幼児たちはひとつずつ遊びをはじめ、そしていちばんはじめにする遊びは、じゃんけんで決めるという約束ができました。

その結果、E君も自分勝手な行動をすることが少なくなり、集団生活への意識を見いだすことができるようになりました。

このような過程をとっているうちに、夏休みにはいり、2学期を迎え、1学期に約束したこと、つまり集団生活への意識と行動性について懸念しておりましたが、九月中頃、女児4人が、ままごと遊びをしながら盛んにいいあいをしていました。

けんかにならなければよいが、と見ておきますと、じゃんけんをはじめ、お母さんになる順番を決めていました。

そのうち、一人が突然顔を真っ赤にして、「先生2番目のお母さんって本当にあるの」と真剣に聞きましたので、「そう2番のお母さん、いいわね、今度お母さんになれるのよ」と話してやりましたら安心したようでした。

このような、ほほえましい事もありました。しかし、あそびの種類によっては、多くの友だちを仲間に入れると、その遊びがおもしろく発展しないという状況がおきてきました。

このような時に幼児たちは、どのようなことわり方をするか、遊びの中より調べてみますと、

1. あっちへいけよ、2. いれない、3. だめなどでした

そこで幼児たちに、ことわられる時に、

「いれない」といわれるのと、「今大勢だから」「満員だから少なくなったらいれてあげる」といわれたのと、どっちがよいか、話し合いの中でなぜかけてみましたら、「少なくなったら、いれてあげる」といわれた方がよいと、言っておりました。

そこで、どうしても仲間にはいりたいという友だちの気持ちを尊重することを、幼児なりに理解させるための話し合いを持ってみました。あまり強くこの事を求めますと、本当に相手の気持を尊重して、いっているのてなく、仲間にいれたくないいいわけや、理くつが多くまりました。

これらの事を通して見ますと、幼児たちは、仲間に入れてもらいたい時、また仲よく遊ぶのには、どうしたらよいかという事は、ことばて概念的に知っています。が、さて自分がそのような場面にそうぐうした時は、必ずしもその通りに行動できないことが多く見られました。これは、集団生活の場が少なく有機的な結びつきが薄いためであると思います。極端ないいかたをすれば、けんかがおきた時は、通り・べんなやめさせ方でなく、その過程における話し合いと、行動によって生じる対人関係を解決していくように努めれば、集団生活の心構えも深まり、またこのような経験の積み重ねによって、相手の気持を考えることや、認識したりする態度が芽えてくるように思われます。

つまり社会生活を発展させるためには、幼児の個々の行動を、どう結びつけ、どう条件づけ、仲間いりをさせるかが最も大切であると思われます。

3. けんかを通して集団での約束づくり

——2年保育年長の場合——

高橋 華子

けんかにはさまざまな原因、経過、また結果がありますが、日常保育の中で必ずといっておきるのがけんかです。

私は最初この問題をとりあげるまで、あまり、けんかには関心を持っていなかった。で、仲良くしようというのを主体にいつも最後にはどうしたら仲良くできるでしょうね……などと全く通り一辺の保育でした。が、さて研究ということになりましたら、やはり日常見落とされていること、また指導の雑なことが目立ちはじめ、これはいへんとあわてた次第です。2年保育の年長組を受け持ち、去年からのけんかを通して見た幼児の成長を、保育の中での集団の話し合いからとりあげて考えてみたいと思います。

①年少組のときに見受けられたけんかの傾向として私の受け持つゆり組の場合年少組では41頁の表のようなけんかがよく起こりました。これを原因別に考えますと、他人の気持を無視して自己主張する子どもが案外多かったのです。とにかく相手をもとめる先に、自分で行動を起こして、それを認めさせるという面が多かったのです。が、指導の面で他人を尊重する態度を養い、状況の認識を機会あるごとにさせてみました。例えばけんかが起きたときもう一度その状況を話させ、その中で、私が原因となる面を少しずつ話の中に加えて解明させていきました。すると、興奮しているときはなんでもお互いに相手が悪いようにいいましたが、まわりの友だちに証言を求めたりしているうちに、自分たちでどうやら納得がいくようになりました。このけんかの場合は仲間入りのためのことばも必要です。これは約束の場面で仲間入りしたいときは「いれてちょうだい」というように指導してきました。

暴力はいけないよ——個人の小暴力に参加しておきたけんかを話し合いで解決した

4月16日 (火) 雨後曇 2年保育年長 1.玄関 2.年少組保育
室前廊下 3.給食室前

は何も知らなかったのにS君はぼくの引出しのかどにおでこをぶっつけたっていうんだよ、ぼくは知らなかったんだよ」

S 「Y君が悪いがぼくが悪いがききにきたんだよ、ぼくが先に引

状	H 「先生けんかしてるよ」 H二階にかけ上り話す。 H 「S君がY君のおなかぶったんだって、Y君泣いてるわ」 玄関にS、Y.をにらんで立っている。Y後向きで泣いているが、声を出さない。まわりにH.M.K.O.M.が立っている。 おしゅまのH「けんかは、おやめなさい」
態	S 「なにお」声と同時に小柄なSは、Hのおなかをける、心配するほどのことはないようだが、 H 「いたい」と大きめに泣き出す。Sは後に先生のいることにきづかない。Hはすぐ泣きやむ。SはH.M.に向かって「おいおい」と挑戦的になる。SのまわりのK.O.M.もいっしょにH.M.をおどかすように「おいおい」といいながら遠まききしている。 H.M.(きく組2年保育年長)の子でもて体も大きく、ひとりでも他の4人に威圧を感じるらしい。
記	K 「肩を組もうぜ」S.O.M.肩を組み、廊下いっばいに並んでH.M.をおどかす。 H.M.給食室廊下に後ずさりする。K.O.M.S.廊下の角で「やーい、やーい」とはやしたてる。H.M.も「やーい、やーい」Sひとりたび出し組みつく。両方、組んでける。 先生 「みんな止めて部屋にいらっしやいよ」 K.O.M.S.やっど先生に気づきやめる。H.M.もいっしょに部屋に連れてくる。 先生 組全体ととき組のH.M.を混えて話し合をする。 先生 「いまこの人たちが廊下でさわいでいたの、いってみたんだけど、どうしたの」
録	Y 「S君がぼくのおなかぶったんだよ。だから、ぼくは暴力は止めまじょうっていったら、またぶったんだよ」 H 「私はけんか止めまじょうっていったら、おなかをけったんです」 H.M. 「ぼくは、Y君のぶたれたのをみてて、S君に止めろよ、どいったから、かかってきたんだよ」 K 「ぼくは……」だまる。先生「O君、M君はどうしたの」 先生 O.M.はだまっている。 先生 全員が残るSをみた。Sは赤くなって困ったような顔をしている。 先生 「S君、おなかぶつまえに、なにをY君とけんかしたの」 先生 S首を横にふりだまっている。Sだまったまま時間がたつたので、先生「少しぶつたの」 先生 Sうなづく。 先生 見ている子どもたちから声あり、「S君が悪いや」「暴力はいけないよ」 先生 「S君たちどうしたらいいかしら」みんなY君にあやまる。S.Y.にあやまり、S.K.O.M.たちH.M.にあやまる。 先生 「やはり、人に注意されたら、素直にききましょうね。ゆりぐみさんには怒りんぼさんが少し多いわね。注意する人も、やさしくいってあげたほうがいいわね」後、全員で暴力について話合った。
原因	Sがあまり親しくないYを通りすがりにちよつとぶつたらしい。Sはときどき衝動的にもだちをぶつたり、からかっていたるので注意していた。そのとき理屈っぽいYと他の組のH.M.に注意されたのが、またしゃくにさわって何回も打ち、そのうちけんか好きの友達が出て集団で、H.M.をおどかした。すこし組の対抗意識もあったらしい。
まとめ	Sの衝動的な行動をなおすように指導していきたい。 暴力は止める。人に注意されたら素直にきく。注意する人はやさしくいう。 けんかの原因を知らないで、ただ好きな友達に加勢しないことなどを話合った。 ○暴力とは、どういうことか ○よいこととは なぐること なかせること けつ じじめないこと 下駄箱がわからない なぶすこと ぶつこと つねること とき教えてあげる ぼうしかけを教える とと かむこと 約束を守らないこと 便所のわからないとき教える とと 毛を引張ること からかうこと 優しくしてなかにいれてあげる とと 並んでいてとびだすこと だづかいをしない 火事るとき教える
備考	個人の衝動的行動とグループの対抗を集団の話し合いにより発展させ、解決したもののだが、指導の方法として、このようなしかたもあるだろう。集団の力によっては、Sはいつかめつけられるようになるのではないかと。先生としては、Sを救いたかったができなかった。現在もSは、けんかをする人が多い。しかし衝動的面的は少なく、一応の理由があつたことだ。

出しをあけたらY君が後からきてずるこみしてはいったんだよ」 M「きこえない」

S「Y君がごめんなさいといわないからほくおしたの」

G「だってY君しらなかったんでしょ、しらなかったんだからごめんなさいも何もしなかったのよ」

先生「そうね、みんなだつたらどうする」

M「S君の引出しは下でY君の引出しは上なのね」

G「どっちが先にいたのかしら」 M「S君じゃない」

G「こんでてしらなかったのよ」

M「ね、こんどから一人ずつやるといいね、並んで一人ずつやればいいと思うな、そうするとけんかしないもん」

先生「そうね」 G「だから両方でごめんなさいするのよ」

両方頭を下げあやまる。

先生「こんどからこういうけんかのないようにするにはどうしたらいいかしら」

K「自分の引出しの前に並んで横からはいらさないの」

G「じをかいて並びましょうとはっておけばいいと思う」

K「ひらがなでかいておくといいね」

M「ひらがなの分らないひとはどうするの」

G「じをしているひとが教えてあげるのよ」

先生「なんてかくの」

M「おさないでしましょう」 O「一列に並びましょう」

先生「じゃさうかきましょう」

そのあとの話し合いが終ってまだはり紙をしないうちでも、並んで引出しを利用していた。自分たちで作った約束は案外守られるだろうと心強く思いました。

これらの話し合いによる約束づくりを五項目にまとめてみます。

①自分たちでけんかをもとにして作った約束は実行の面に表われつつあるようです。

暴力はやめましょう。(ぶつたりしないなど)。引出しの前は一列に並んで待ちましよう。人の悪口をいわない。帰りは寄り道をしない。人の話をよくきく。人にはやさしく話す。

②けんかの話し合いで証人になった子どもが、自信のあるなしによって解明の度合も早かったり、おそかったり。同情から証人になり口裏を合わせることがあるので、話し合いで先生の注意が必要であると思いました。

③長く話し合いをすると当事者以外の子どもはあきる傾向があるので気をつける。

④何回もくり返し約束を話してみる。身につくまで。

⑤状況の誤認はよくおきるので納得するまで話し合いをしなればいけないと痛感しました。

(これは昭和三十八年度東京都台東区研究協力園になった際の研究の一部である。)

世界の教育とところどころ



村山伊之助

戦後の日本で根本的に改革されたものの一つは教育であった。六年の義務教育が九年に延長され、いわゆる六・三制が実施された。教育の制度だけでなくその内容においても、教育基本法に端的に示されているように、日本の特殊性はあまりなく、万国共通の紳士を目的とするような大変革がなされた。時の勢とどうか、占領下の姿とどうか、時の教育界は少しの疑問を投げる者もなく、もっぱら授業の形態や、指導の方法に研究の重点がおかれてきた。戦後十餘年に於いて日本の教育界にも、これとよいかとの反省と検討の空気が出て来たようである。中央教育審議会の問題にもあるように、昭和十九年は我々ほどのような教育的人間像をもつてすべきか、現在の学校制度が最上のものであるかと、考えるべき年となるようである。たまたま幼稚園の重要性が識者間に叫ばれるようになってきたので、教育制度そのものの改正も論議されることと思う。日本人の

教育であるかぎり、日本の気候、風土、人情風俗、国民性や地理的位置を考えても日本特有の教育目標が必要であろうし、日本の産業経済の変化向上からも、学校制度の改善も考えられてよいはずである。中学卒業生の七割が上級学校に進学する現況で、今の高校の姿のままて、能力別、職業別の教育を考えなければ、青少年不良化に拍車をかける結果となるにちがいない。

日本人の模倣性とか外国崇拜の思想についても考えなければならぬ。教育の方法にしてもいずれの国でも最初は個人指導の形をとっている。欧米では数百年の間に個人指導を中心とした指導法が発達して、今日の形をしているので、一学級の児童は最高四十人位である。日本も寺小屋時代の読み書きソロハンの時代には、個人指導を中心として始まったが、明治五年小学校令がしかれた当時の日本は、封建時代のそれも鎖国の時代が明けたばかりであり、欧米の科

学中心の文化との差があまりに甚だしかった。先ずこれに追いつくための教育として、記憶中心の注入教授が考えられ、学習形態も少数の教師による大量生産方式である。学級指導の形が考えられたのもまた自然である。このような教育によって僅か九十年の間に、教育一等国として米、英、独、仏、ソなどに伍するにいたつたので、その功績は認めるが、今日に至っては模倣の教育から創造の教育へと進むべきである。

日本の子どもたちが遊ぶ遊園地を見ると、商業主義はかりが目立つものが多い。特にデイズニールアントそのままの遊園地があると聞いてはどうかと思う次第で、日本人の模倣性が悲しいほどである。本物のデイズニールアントは親子ともどもに楽しい施設ではあるが一つの教育目標を持っているのである。その乗物にしてもモノレールあり、潜水艦あり、ケープルとそのまま実用にもなるような近代設備である。資料館にはロケットその他近代アメリカ文明の最高を知らせるようになっていく。しかしこのような文明も、安易にできたものではなく、アメリカの先人たちがいろいろの苦勞を重ねて開拓し、発展させた事を次々と体験させるのである。小舟で川を上って行くと野象や鱔におそわれる。この危険をすぎて上陸すると人骨を山と積んだ背景から土人の襲撃が起こる。車に乗れば軽便鉄道で、途中では洪水や山崩れの天災地変にあう。こうして遊びの中に子どもたちは先人の苦勞を知り、新開拓精神を身につけるのである。テ

イスニールアントそのままを日本に作るのは愚かなことである。

アメリカの教育制度は州によって多少は違うが大体日本に似ている。小学校は大都市の学校はあまり参考にならないが、郊外や農村の芝生に覆われた運動場などは羨やましい限りである。しかし教材教具の研究や整備の状況は日本の方がはるかに上である。中・高・大学と上級学校ほど整備されている。欧米いずれの学校も入学難はあまりないようである。日本の学校は入学試験が最大の関門であつて、入学してしまつと大体卒業させるが、外国では入学は楽であるが、卒業は相当に困難である。したがつて初めから楽しむために入学した学生は、生活を楽しんでゐるが、ある資格を取らうとする者や、卒業をしようとする者はよく勉強するようである。この落第制度についても日本でも考える必要があるようである。アメリカは人口の二割、千八百万人の黒人を持つており、首都ワシントンの人口の六割は黒人である。すべてに完全に平等なワシントンは将来、役人以外はすべて黒人となるのではと言われる程で、黒人問題はアメリカ最大の悩みである。多民族の集合国家であるアメリカの教育はすべて米国旗を中心に行なわれている。すべての教室に国旗を掲げており、街を見ても国旗が多いこと、世界第一である。遵法精神と合理主義が強調されているが、単に法を守ればよいのではなく、また正しいこと善いことをすればよいのではなく、それらの行動がすべてフェア・フレイをでなければならぬとしている。スポーツだけがフェア・フレイを

要求するのでなく生活そのもののフェアーを求めているのである。

しかしアメリカの学校教育にも数々のなやみもある、ニューヨークのある高校を突然参観したところ、玄関前に黒白の学生二、三十人がたむろしていた。……の女子学生も煙草をすっていたので、さつそく八ミリを向けると、煙草をかくすので禁止されていることがわかった。校長に尋ねたところ、学校では禁止している。したがって教室や運動場ではのまない、校外のプライベートの問題については学校は関知しないとのことであった。この点教育委員会で更に尋ねたところ、校外の責任は家庭だが、玄関と門の間は学校の責任である。アメリカには新聞さえ読まない家庭も多いので、喫の問題で困っているとの回答であった。

アメリカのように、個人的な驍の責任はすべて家庭にあるとの考え方もどうかと思うが、日本のように、道徳的にも家庭の弱体の故か、すべての責任を学校教育に負わせる風潮も改めなければならぬ。

南米のアルゼンチン、ブラシルは植民から独立はしたが、文化度はおかれており、農業を主とした国であるので、国としては貧しい国である。貧富の差のはげしい国では本移民は中産階級として重要な位置を占めている。国民は個人の幸福追求にいそがしく、国家観念などはうすいようである。ヘイノスアイレスの公立小学校でも、朝、昼、夜の三部制で校舎は一つだが、先生も子どもも三交替制で

ある。したがって先生の給与も悪く小学校教育は大の男のする仕事でなく、誰もがアルハイトを持っているようである。しかし未開発の国であり、資源は豊富で気候は温暖の地が多いので、第三次大戦でも起れば世界の中心となる国かと考えられる。

スペイン、イタリー、キリシヤは欧州文化のふる里ではあるが、禿山の多い豊かでない国々である。次、三男の生活に困る国であったが、幸にして地中海の交通により海外発展をなした国々である。いずれも歴史的記念物や像、または博物館や美術館に、古い時代の物がよく保存されている。ローマ終着駅の近代的建物の隣りでも古城の石垣をよく残してある。すべてキリスト教中心の文化であり、寺院の力は今日もお強大である。この点ドイツなども同様であり、税金にも宗教税を割加算する程である。寺院は壮大であり、戦災の復興もさすがである。市民の日常生活もキリスト教に規正されており、日曜日に働らくことは安息日を乱すとして教会から先発され、罰金を課される程である。税金のがれに無宗教として登録すれば一切の行事からしめ出され村八分の状態となる。この状態が更にはけしくなった時には宗教改革も考えられるのである。

観光の国スイスには日本の参考となることが多い。山嶽によつた小さな国であるが、その農村など世界に富める国である。中立を守る為には国民皆兵であり、予備役後には各自宅に武器を持っている。道路はよく舗装されているが、ハイウェイは一本もない。スイ

スは観光の国であるので、あまりに道が良いと旅行者が通過してしまつて作らないとのこと、日本のように産業道路は未完成であるのに、遊覧地に有料道路の発達しているのと対照である。

流行の国フランス　ハリ市民はすべて里を基調にした服装をしており、特殊な婦人以外は口紅もマニキュアもしていない。フランス人には流行はないようである。フランス人の自尊心と遠大な計画には改めて教えられることが多い。今日のハリ市街の計画は百年以前のもので、下水も道路も見事である。建物も六階建てに統一されているので、いかにも整然としており落ちついていて、ニューヨークのように百階から平屋まであり雑大ではあるが雑然としているような姿はない。

ロントンは道も狭く、自動車もスエーデン、日本と共に左側通行の国である。紳士の国として知られているが、戦後は段々と変わりつつある。学校教育においてもいわゆる有名校はイートン、ハーロー、ケンブリッジ、オックスフォードであり、紳士の教育をもつて知られている。かつて英国は世界に君臨し、多くの植民地を持っていたので、紳士でさえあれは父親の業が継いだのであるが、このような月謝の多く要する、貴族や財閥中心の教育は批判されつつあるようである。アメリカの大量生産方式や、ドイツの技術者大量養成方式に近づく為、実力主義の教育、科学技術振興の教育へと進みつつあるようである。小学六年で国家試験によって普通コースと職業コー

スへの進路を決定することも論議はあるが実施されている。ドイツでは四年生の時試験をして五年生から、将来の進路がわけられる。フランスでは六、七年を観察期間とする新学制が進行中である。子どもに発達の迅速かあるので、あまり早期に決定することは、適正を欠く恐れもあるが、日本のように普通教養コースの長すぎるのは、国全体の能率上からも再考を必要とする。教育の機会均等とは能力に応じた教育をすることであるので、子どもの適性を早く知って早期専門化の方向に進むべきである。

世界の国々を歩いてどこでもやっているのに、日本でなぜできないのかと思うことがある。寺院や文化施設で入場料を取るのは、ハチカンと日本だけのようである。文化国家と呼称するのはお恥かしい次第である。自分にさえ好都合なら他人の迷惑など意に介さない風も日本独特のもので、欧米人は個人主義の発達からか、自分に干渉されることもきらいだが、他人に迷惑になる行為は絶対しない。これが徹底していることは見事である。ジュネーブのレマン湖畔を三才位の子どもの連れれた若夫婦が散歩していたが、子どもが芝生に入っただけでなかなか出てこない。日本人であると立入禁止の札があつても、親は見ているか、親が芝生に入つて行き子どもを連れ出すところである。スイスの父親は自身芝生に入らず、わざわざ向う側に廻つて子どもを呼び、その場で尻を五つ六つと打つて芝生に入らない様をしていた。(全国連合小学校校長会・千代田区立富土見小学校・幼稚園長)

三歳児の情緒障害

—その現状と解決策について—

はじめに

最近、マスコミにおいて少年非行はもちろん一般児童の健全育成や教育の問題が例の人づくり政策に関連して種々議論されている。人づくりは人格形成の問題として単に教育指導機関のみでなく家庭などにおける乳幼児期の養育が重要であると従来からいわれれていたが、一般には最近特に強調されている。

私どもが毎日 臨床場面で非行問題や学業不振、登校(園)拒否、吃音、夜尿その他多くの習癖問題にとり組み、その診断と治療に腐心しているが、こうした問題が同じような経済水準や慣習の地域、同じ家庭内で、極端には一卵性双生児という外見上はまったく同じ環境に育ちながらもそれぞれの子によって異なった問題をもち、ま

袴 田 正 巳

た同じ場面に遭遇してもそれぞれまったく特異な行動を示すためにいわゆる「性格」を仮定せざるをえない。しかし児童相談や教育矯正の対象となるこの種の問題を治療し、かつ事前の発生予防を試みる場合、もし因果関係が遺伝的または生理的に決定されてしまったら心理的操作(カウンセリングや心理療法及び教育指導)や社会的調整の効用はおぼつかないが、こうした方法が現に実効を示している事実は社会的・心理的因果関係を暗示するものである。こうした因果関係が明らかにされれば従来は「トランスに欠ける」とか「弱い性格」とされていた負因が明らかにされ、原因の除去によって治療と予防が可能となる。

事実、私どもの日常の臨床体験においてノイローゼや非行にせよ現在の環境調整と共に過去の心理外傷に理解を向けることによって

根源の人格再構成が達成せられるのである。

前置きが長くなったが以上の考えから人格形成の初発時である乳幼児期の情緒発達の様相について考究してみることが問題の治療と予防のみならず健全人格形成の条件解明に資することになる意味から三歳児健康診査事業を通じて調べてみた。

調査の方法

昭和三十六年度から保健所を中心に全国で施行されている三歳児健康診査において私が愛知県西北部の名古屋市近郊の中小都市と農村の三歳児とその保護者について精神面の問題の判定指導を担当した資料に基づいて分析考察した。面接対象児数は千人を超えたのであるが、やや突っ込んだ内容の調査判定を得たと思われるケースの中から男女各百名、合計二百名の資料を無作為抽出した。対象児の

第 1 表 職業構成

職	業	%
1	会社員	35
2	公務員	18
3	商工業自営	24
4	職人	7.5
5	工員	7.5
6	農業	7.5

保護者の職業構成は第一表の通りであり、商工業、サラリーマン（団地を含む）及び農業と、山林と漁業以外の大体の主要職業を含んでいる。

この診査は全対象児に一斉実施されたが実際の受診者は八割程度であったので残余の

中に関心や余裕のない層が含まれているのではないかと危惧するのである。しかし、受診者は、今までのこの種調査が特定の教育施設所属の児童のみ対象としていた傾向に比べて一応悉皆的であり、偏りは少ないといえる。

結果

〈問題行動の概観〉

三歳児の養育において保護者がどんな点で問題意識をもっているか、主訴及び問診によって確認できた問題症状は次頁の第二表の通りである。いま、この症状を領域別に一応大分類してみたものが第三表である。

まず第三表から見ると、多い領域は他の人に多かれ少なかれ迷惑を及ぼす反抗的行動、次いで食事と行儀作法に関する行動、非社会的行動、身体関連の問題、睡眠、言語、排泄、性の問題の順で発生している。社会的行動や行儀作法など三歳でもはや対人関係の問題にひじょうに多く遭遇していることは印象的である。他の年齢との差については、この方法を同一サンプルにやや近い層の小学校児童の結果と比較すると同表右欄の通りである。性問題は資料不足であるが、勉強についての心配や問題が増しているのは当然として、睡眠や排泄が $\frac{1}{4}$ 、食事問題と言語で $\frac{1}{2}$ と減少していることは了解できる。次に各領域別の性差については全体ではやや男子に多いが有

第 2 表 問題行動頻度 (3歳児 お 100名 ♀ 100名)

No.	項目 (年齢差)	♂+♀ (%)	♂	♀	♂:♀	No.	項目 (年齢差)	♂+♀ (%)	♂	♀	♂:♀
1	少食 (-)	87(44)	41	46	1.1	23	外出する	19	11	8	1.4
2	偏食 (±)	82(41)	33	49	1.5※	24	左利き (+,-)	18	8	10	1.2
3	わがまま (-)	67(33)	35	32	1.1	24	孤立	18	5	13	2.6※
4	甘える (-,-)	62(31)	22	40	1.8※	26	浅い眠り (-,-)	17	7	10	1.4
5	恥かしがる (-,+)	49(25)	19	30	1.6※	26	ねつきが悪い (-,-)	17	6	11	1.8※
5	反抗 (-,-)	49(25)	26	23	1.1	26	だんまり (+,-)	17	6	11	1.8※
7	夜尿 (-,-)	43(21)	27	16	1.7※	29	便秘	16	7	9	1.3
8	はにかみ (-,+)	38(19)	22	16	1.4	29	痒が高い	16	6	10	1.7※
9	欲ばり	34(17)	14	20	1.4	31	ねむりすぎる	14	6	8	1.3
9	強情	34(17)	18	16	1.1	31	引込み	14	6	8	1.3
11	よく泣く (-,-)	34(17)	12	22	1.8※	33	いぼる	13	6	7	1.16
12	神経質	32(16)	11	21	1.9	34	チック	12	6	6	
13	指しゃぶり (-,-)	31(15)	13	18	1.4	35	いじめめる (-,-)	12	8	4	2※
14	病気がやすい (-)	29(14)	17	12	1.4	35	いじめられる	12	5	7	1.4
15	ねおきが悪い	27(13)	9	18	2.0※	37	好奇心(性)	11	9	2	4.5※
15	おちつかない (+,-)	27(13)	15	12	1.25	38	遊べない (-,-)	10	5	5	
17	行儀が悪い (+,+)	25(12)	14	11	1.3	39	爪かみ (+,-)	9	3	6	2
17	発音不良	25(12)	18	7	2.6※	39	乱暴 (+,-)	9	8	1	8※
19	歯ぎしり	23(11)	12	11	1.1	39	ちえおくれ (+,+)	9	6	3	2※
19	赤ちゃん語	20(10)	9	11	1.2	42	過食	8	4	4	
21	拒食	19	10	9	1.1	43	ひきつけ	7	5	2	2.5※
21	夜驚 (-)	19	5	14	2.8※	43	吃音 (-,+)	7	6	1	6※

第 3 表 問題行動領域別比率

分類項目	実数			%			♂:♀
	♂+♀	♂	♀	♂+♀	♂	♀	
1 非社会 (+,-)	121	67	54	9.8	10.8	9	1.2:1※
2 反抗 (-,+)	227	118	109	18.5	18.9	18	1.05:1
3 行儀作法 (+)	177	91	86	14.4	14.6	14.2	1.03:1
4 食事 (-)	222	102	120	18.0	16.3	20	1:1.2
5 身体 (-)	114	57	57	9.3	9.1	9.4	1:1.03
6 睡眠 (-,-)	94	33	61	7.7	5.3	10.1	1:1.9※※
7 その他 (+)	89	46	43	7.3	7.4	7.1	1.04:1
8 言語 (-)	69	39	30	5.6	6.3	4.9	1.3:1
9 排泄 (-,-)	65	39	26	5.3	6.3	4.3	1.5:1※※
10 性	51	31	20	4.2	5.0	3.3	1.5:1※※
11 勉学 (+,+)	0						
(N=200人)	1229	623	606	平均 10.0	全体 50.7	全体 49.3	1.03:1

第 2 表の註

項目の(年齢差)は小学校児童が3歳児と比較して
 3倍以上多い時(+,+)
 1.5倍以上多い時(+)
 1.5倍未満の時(+,-)
 -1.5倍未満少ない時(-,+)
 -1.5倍以上少ない時(-)
 -3倍以上少ない時(-,-)
 有意差
 ※※※有意水準 1%以下
 ※※有意水準 5%以下
 ※有意水準 10%以下

意差のあるものとして男子では非社会、排泄そして性、女子では睡眠の問題である。

次に各問題行動別に示した第二表にもどってみると第三表でみた対人関係や食事に関する行動が上位を占めている。小学校児童との年齢差の比較は右欄の通りである。年齢上昇による減少項目は甘える、反抗、夜尿、よく泣く、指しゃぶり、浅い眠り、ねつきが悪い、いじめる、遊べない、少食、わがまま、はにかみ、病氣しやすい、夜驚及び吃音などであり、増加している項目は勉学に関するものは当然として他に「行儀が悪い」と「ちえおくれ」の二項目しかない。三歳児で多くの領域現象で示された問題が勉学において教科内容や学習態度で多く抵抗を示すに至ることは学齢児の生活内容と親の期待の推移を示すものとして興味深い、他に第三表において非社会的や行儀作法の問題が増大していることは性格のような内的葛藤として内面化しているのではないかと推定する。

次に性差については男子について有意差をもって目立つ特徴としては、夜尿、発音不良、いじめる、性的好奇心、乱暴、ちえおくれ、ひきつけ、吃音などであり、他方、女子に多い特徴としては偏食、甘える、恥ずかしがる、よく泣く、神経質、ねおきが悪い、夜驚、孤立、ねつきが悪い、だんまり、疳が高いなどの項目である。

問題相互の関係

以上の通り三歳児の行動問題については数多くの項目が列挙されるがこうした問題は面接を深めていくと単独でなく同一個人に多数併存している例が多く、ある問題は他のどんな問題と併存して発生するかについては齊一的関係がないが、情緒障害の治療と予防という観点から見れば積極的な意義が少なく、むしろ症状拘泥主義の弊害におちいると考える。

家庭など生活諸条件との関係

次にどんな家庭生活における諸条件と関係するかについて、父母、同胞その他家族員との社会的関係など多くの外見上の諸条件を列挙して問題症状別に関連つけてみたが、一人子や末子より弟妹ある子や第一子に問題があるなど有意差のある関連もみられたが、同じ条件でも必ずしも齊一的関係がなく、したがって単一の因果関係論や症状治療にこれこれの具体的扱い方で矯正するといった個々の取り扱い技術に拘わる方法よりも臨床治療の立場からはそうした現象的刺激条件に関与した親の態度が重要であると考えるのである。親の態度はしかし、よく使われる民主、過保護、拒否、干渉、放任といった既成分類は同一家庭においても保護者間に不一致が多く、また同一人についても現象分類では混合型が多く、混乱がある。そこで、視点を代えて、母子の情緒的關係に焦点を求めたい。すなわち、John Bowlby (1951) がいう「継続的で安定した愛情のある母子

第 4 表 問 題 群

	母親の適応状況	%
1	母親の不安・能力不全	53※※※
2	夫婦葛藤	7※※※
3	嫁姑	27※※※
4	稼働している	63※※※

れることは児童の情緒満足を一層阻害する因子となろう。問題の少ない「正常群」との比較試算では1%以下の有意差があった。その他として葛藤が少なく、生計の余裕のある母親でも児童養育方法が自己中心的で児童の情緒発達を中心に考えない層があり、祖父母に当然のように養育させたり、過保護や干渉したりしている認識の低いグループが問題群に著じるしい。

〈問題の解決策〉

以上の三条件は各々重複もしているが、次に、ただ静的に固定してみるのではなく、ダイナミックなすがたとして把え、それ故に治療改良が可能であり、かつ行なうとして問題解決の立場から、母子関係改善によって児童の情緒安定化と人格再構成へ成功させるために

関係に欠ける (maternal deprivation)

と問題児になる」との定式に従がい、重い問題児群の母親のおかれた生活状況を調べたのが第四表である。母親が心理、社会的に葛藤不安を抱いている例が浅い面接でさえ53%も確認されたことはより以上の傾向を暗示するといえるし、他方母親が外勤や家業や内職を問わず生計のために追われている状態が63%も認めら

はそれぞれ(1)専門的カウンセリング(ケースワーク)、(2)児童(母子)手当てなどの給付、(3)認識向上のための集団的啓発指導(母親育児教室)が有効であろう。こうした要措置の分類が第五表である。この解決措置の考え方として、従来の児童問題に対する解決のせまり方

第 5 表 解 決 措 置

解 決 措 置	問 題 群		全 体	
	%	小計 %	%	小計 %
1	92	100	98	100
2	8		2	
3	47	100	73	86
4	53		13	
5	74			
6	(37)	74		

がありにも個別的、心理学的観点に偏っていたが、今後は必要とする社会学的、医学的観点、換言すると児童をとりまく家庭や社会に対する配慮に立った総合的解決が必要である、と本年発行された児童福祉白書に述べられている。(註2)この立場からケースを分析し、解決法を分類したがこれには心理学専攻者二名が合議して判定した。

母子関係が如何なる原因にせよ専門治療的処置を要するかなり重度の情緒障害は控え目にみて13%であるが、その他の軽いケースを含めて殆んどすべての母親には過保護や放任など、民主的な対等の人格関係でない態度(人間観、児童観)の改善のために啓発的健康育成活動が必要であり、具体的には両親、特に母親の集団学習、及

び幼児にも集団治療訓練としての皆保育制度が緊要である。文部省が集団指導しうる三歳児以上を幼稚園に義務入園させると打ちだした構想も諸外国の先例と同様に健全に育成されるべき児童の権利を承認する児童観に立つものである。

更に、専門治療や啓発指導を受ける前提として生活保障即ち西欧流の児童手当給付が必要なケースは74%もあり、問題児群以外の正常群も含めて現在の生計維持のための直接影響を受けている者や将来の成功期待のための間接影響を受けて情緒不安となり、児童の情緒満足が阻止されている結果多かれ少なかれ情緒障害としての各種問題症状を数多く発生している事実は強調しすぎることはない。かかる社会経済的條件の解決をさておいていくら専門治療や啓発活動を強化しても全体的、長期的の観点に立てば徒勞に終るのみであろう。

〈幼稚園教育における情緒障害児の処置〉

以上の各種症状をもつ幼児を幼稚園において如何に扱っていくかの問題は、前述の総合的観点をふまえて、おとなの生活防衛による放任や情緒防衛による過保護から守り、家庭外への同一化の範囲拡大の機会を与えていくことである。

入園に際しては情緒障害があると種々の抵抗として登園拒否やさまざまな不適応行動を示すけれども、本来は事前の健全な準備状態

づくりの啓発活動が必要であるが、当面の解決法としてはあくまで当該問題児の感情を徹底的に受容することが治療の要諦である。物的でなく心理的な園の雰囲気が必要であり、教示や禁止などの管理でなく人としての児童を受容し、問題行動(症状)でなく底在する動機(情緒障害因)を見いだす努力によって自覚性をひきだして自己開発治療をさせることである。このことはまた遊戯療法と全く同じ技法原理に立つものであり、学習など知的指導は情緒抑制に他ならず障害因となる。集団遊戯療法の原理に立つ幼稚園保育によって、幼児はそれまでに負わされた情緒不満を解放し開発して自己治療を進め情緒を安定化してその結果、知的学習にも自立的に努力しうるエネルギーを放出してその結果成績向上にも至るのである。以上は米国の幼稚園教育の権威 Dr. Barbara Biber の主張である。

(註)なお、問題児への個々の治療技法についてはケース・スタディにわたるので省略するが、理想の養育とは親であれ、教師であれ相手の人格を徹底的に尊重するという、いわゆる「民主型」につきる。自分では正しいと思つて白らの価値観を無意識におしつけなこと、ちょっとした行動にせよ自分のものどちがった価値観に出会えば一応受け入れ、理解して、遊びと話し合ひの体験を通じて、指導内容だけでなく、受容と理解の寛容の態度をそのまま同一化してとり入れ、他の同胞にも適用して協調性、社会性を発達して行くのである。支配、過保護、干渉、禁止などの態度は自分の方針を無理に

押しつけるに急であり、拒否や放任の態度も自分の思い通りにならないので無関心になる意味で共に人としての児童を尊重しない自己中心的または非民主型の対人関係の態度である。

児童に対する態度がこうした上下でない対等関係で自然にふるまえるようになるためにはまず私もおとな同士が日常の家庭や職場の生活で対等に行動していなければならない。それは個人対個人やまた集団対集団の関係においても同様であるけれども現状は残念ながらそこまですらないが、教育者として次代を託する児童に対してはまず自らの身の生活において受容と理解で接する対人尊重の態度を始めて行かねばならないと思う。

〈展望とむすび〉

三歳児の心理面の診査を通じて、すでに三歳の幼児においてすら成長阻止による情緒障害が多数現出しているが、適切な指導処置を欠く場合後年の人格形成上に歪みを与える懸念がある。しかもその原因は主として養育保護者の社会的経済的悪条件に帰因する事実については、一地方の児童のみでなく、児童福祉白書がいうように、わが国の児童はいまや天国はおろか危機的段階におかれていること、しかもこの危機的状況は高い経済成長率を示しつつある国々の児童に多いことも国際児童福祉連合会で確認されたが、これは初期資本制

社会における典型的家庭像が経済発展で崩れ、現在は新たな家庭像の再建途上にあるために危機的様相が発生したわけである。新しい時代でのこれが対策はしたがって新しい時代の児童観と家庭づくりに対応し、崩れ去った過去の家庭制度の再検討から新家庭制度の土台を社会的に保障しようとする施策を強力に推進することである、と政府当局も白書で述べているが、児童が人として尊ばれて情緒安定を保ち健全育成されることは児童の享受すべき当然の権利として、学校、幼稚園及び保育所その他の施設と機関において密接な人格関係を保ち得るよう社会が責任をもつこと、及び家庭の安定化策として給付制度の実現が求められる。根本解決策としては以上の通りであるが、児童が成長途上において受ける養育上の不満を前記の各種症状で示す情緒障害について直接には親の心理的生活上の不安定が見出されたので、母子の心理療法にもとづくケースワーク及び集団指導が当面重要な課題となるのである。

(愛知県一宮児童相談所心理判定員)

註一 John Bowlby, "Maternal Care and Mental Health", (W. H. O., 1952)

註二 厚生省児童局、「児童福祉白書」(一九六三)

註三 Barbara Biber, "Nursery School", In "Clinical Management of Behavior Disorder in Children", by H. Bakwin and R. M. Bakwin (W. B. Saunders, 1960) 訳書は黎明書房から近刊予定であり、問題児の理解と指導方法を詳述している。

幼稚園教育要領改訂案

説明会の状況について

明年度から実施される新しい幼稚園教育要領の改訂案に関する東部地区の説明会が十一月十九日から三日間水戸市で行なわれた。この会は文部省、茨城県などの主催で、日本東部の十八都道府県から約百八十人の幼稚園関係者が出席して、主催者側からの改訂案の説明と質疑討論が行なわれたが、その時の経過を述べながら、改訂についての理解を深めたいと思う。

第一日。会場は茨城大学附属小学校で、受付で幼稚園教育要領改訂案、研究会実施要項、質問用紙などが配られた。十時から始まり、始めに主催側の文部省から初等教育課長西村勝巳氏の挨拶があった。その内容は、今度の改訂の趣旨は小・中・高校の指導要録の全面的な改訂に伴って、一貫教育を土台とするため二年間の研究

期間を経てこの案が出された。社会的な要請に答える意味で道徳教育、科学教育を重視し、また幼児の著しい成長発達に合うようにしたこと。制度上では地域格差を是正するよう努力すると共に内容的には、教育課程審議会答申が示す、強くたくましく、思慮深い、情操の豊かな人間の育成、国民育成ということがこれからの方針であることが述べられ、更に幼稚園教育振興七ヶ年計画の具体案について、今後は公立幼稚園を主にしながら過去三年の二割増の割合で新設すること、新設、施設拡充、学級増などに対して公私立とも国庫補助を三分の一とする、各地の国立大学の施設を借りて養成機関を設置すること、教員の待遇を小・中学校と同水準にすること、幼稚園と保育所の違いを明らかにする必要があることなど

を実数を挙げながら細かに話された。次いで茨城県教育委員会教育長の歓迎の挨拶があり、その後で第一日の全体会に入った。

先ず改訂案第一章について文部省の玉越三郎氏から改訂の趣旨説明からはじめられ、新案では幼稚園教育の意義特性を明らかにし、また教育の内容を精選して教育効果を高めるようにしたこと、指導上の留意事項を明らかにして総合的な指導が行なわれるようにしたこと、家庭教育との密接な関連をもたせたこと、教育課程の基準を明らかにしたことの五点が挙げられ、それを現行の要領との比較でみると、幼稚園教育の基本方針が明示されてきた、従来教育計画としておおってしまっていた教育課程編成の方針を別に示した、幼児が幼稚園終了までに到達すべきことを具体的に整理して示した、指導上の留意すべき事項を示したなどの点で変わっていることが指摘された。

更に各章の構成、内容にも大きな違いがあり、特に第一章の内容は全く変り、第二章では発達上の特質と望ましい活動はなくした、後者に関しては具体的なことは別に指導書で充分取り上げる必要がある。

最後にこの案は幼児が幼稚園でもつ教育的活動を発展的、組織的に示したもので、

幼児が経験する活動の全体であり、それが幼稚園教育を効果的に行なうように配列されたものであり、小学校の教育課程とは異なることを明らかにしたものであることが強調され、問題点として一日の時間をどう決めるかが残されているなどの総括的な説明が行なわれて午前の部を終えた。

午後は一時から教材等調査研究会幼稚園教育小委員会から坂元彦太郎委員長が改訂案第二章の説明をされた。坂元氏の話はまず改訂案のことはづかいにふれ、小・中・高校の場合のように官報で告示するので文の構造や表現が親しみにくくなっているが、小学校と同等の立場に立つものであることを明らかにするために、形式的には小学校の学習指導要録と同じ形をとって、しかも中味では独自性をうち出そうとしていることを強く主張された。

また具体的なものの名前などは現行のものより少ししか出していないが、これは幼稚園設置基準に出ているものを主とし、他は「など」のことはの中に含めることによつて突飛なことをさけて誰でもできるような平凡なことを主眼にしたこと、幼稚園教育の重点と全般が把握できるようになげ組みを作ることに気が配られたなどの前置きの

もとに二章前文を一言ずつたどりながら次のように説明された。

① この前文はことはは簡潔であるけれども重要な意味をもっており、他の箇所と関係づけながら読むことによつてその重要性は更に強調されよう。

② 六領域を変えた方がよいという議論——音楽リズム、絵画製作は他の四領域と次元を異にする——があつたが一応このままにした。もちろん次元の差はあらかじめ理解しておかなければならない。領域ということはを小学校の四領域と似たようにとるむきもあるが、小学校では領域ということばは使っていない。

③ 二章の各事項は内容、活動、経験など何と呼んでもよいもので名前はつけていないがこれは目標であり、活動であつて多様なものを含んでいるが、単に卒園までにこうなつてほしいということて書かれた「ねらい」である（ここで目標というときには学校教育法に記されている目標を指しており、他の場合はねらいとしておく）。総合的に何かあるものから部分を分析し抽出したもののうちの代表的なものを並べたわけで、論理的に統一されたものが並んでいくわけではない。その領域にふさわしくな

いものも加わっていることもあるが、幼児が毎日の生活の中で行なっているすべてのことを取り落としなく分析したもので、小学校のようにある分野のみを教育課程としているのではない。

④ 教育課程と指導計画とについて前者は全課程を見通して組織的に作られるもので、後者はこれからすることの狭義の計画を指すので、指導計画を寄せ集めても必ずしも教育課程は作れるものではない。

⑤ ここでは究極の教育の理想が述べられているのであるから、程度の高いねらいについてどこまでさせるかは各年令ごとに考えてよいのであり、その点については一章に基本方針の幼児の心身の発達の実情、個人差に応ずること、生活経験に即し、興味や欲求を生かすということが常に生きてくると考えればよい。

⑥ 年令、地域によつては教育要領に書かれてあること以外の指導を加えることはさしつかえないが、良心と良識によつて判断するようにとの忠告がなされている。

⑦ 小学校学習指導要録と比較してみると、内容を挙げてはいるか、ねらいを挙げてはいるか、ばらばらに活動するか全般的に活動をするか、総合したものであるか分析し

たものであるかというような根本的な違いが言えよう。

⑧ 領域と活動の関係は食物の食品と栄養素との関係のようなもので、前者は活動にあたり、後者は領域にあたる。実際に行なうのは活動であるが、バランスのとられた領域が配置されなければならない。

⑨ 各々のねらいは子どもの立場から書かれており「……になる……をする」の表現をとったが、指導上の手続、方法上の注意などを第三章の指導上の留意点と領域ごとの加えた留意点に表わした。

このように一言一言の細いニュアンスについてでもいねいにふれられながら説明され、前文のところでは第一日目は終了し、この説明に対する質問や意見は散会後に申出られるよう希望された。

第二日。会場は水戸市第三高等学校に移り、午前中は前日に続いて坂元氏の説明が行なわれた。先ず前日の説明に対する質問。

(1) 総則前文の「望ましい国家社会の形成者となる基礎を養うように……」というのは国家主義的な傾向を示すもののようにも受けとられるが、という質問に対して、これは教育基本法の趣旨をそのまま受けたものであって、国家といっても平和的、民主

的國家を指し、狭い國家主義に通ずるものではない。基本法の精神を「幼児の発達に応じ……総合的な指導を行ない……」という幼児独自の方法によって指導しようとするものである。

(2) 「父母や先生などのいいつけをすなおに聞く(社会)」というねらいは幼児に對するおしつけになるのではないかと質問に對して、これは「自分の思ったことをすなおに正直にいう」というねらいとの関連で理解されなければならない。この点でも総合的な関連で解釈されることが非常に大切になる。またこれは子どもの立場から書いているのであり、父母先生が間違つたことをいふかどうかは別問題である。「父母」は園外の問題であり、それを規定するのはおかしきとも考えられるが、あくまでも幼児の生活経験に應じて出されたもので、何でも上からおしつけようというのではない。

(3) 国旗の取り扱ひ方についても園のことだからといって強いて排斥することはないであろう。現在幼稚園の先生方が行なつていて社会的に良いと認められることを取り落としてなく入れようとするものである。

この解答があつてから、各領域ごとに示された事項につき要点と解釈の仕方を話さ

れたが、指導上の留意事項が非常に重要でこれが本旨であるので各内容はそれと結びつけながら取り扱ふよう特に注意された。

午後は第一部会(社会、健康)三の丸幼稚園、第二部会(自然、言語)茨大附属小学校、第三部会(音楽リズム、絵画製作)第三高等学校とわかれて約三時間にわたつて、各領域ごとに教材等調査研究会委員から説明があり、その後質疑討論された。結果は第三日にまとめて全体に報告された。分科会では個々の事項が示す内容や範囲、事項相互の連関、強調点などが話されたが、主に書かれている内容の確認のような形が多かつたように見受けられ、質問、意見もどちらかというとなりの具体的な取り扱ひ方の問題に注がれていたのであつたが、多くは指導上の留意事項と結びつけて考えることによつて説明された。

積極的な質問や意見もあつたが、全般には改訂案をどう受けとめていったらよいかという点に注意が向けられていたように感じられた。これは、一つには前もつて資料を渡されていなかったたので充分研究できなかった場合もあつたことによつたのかも知れない。

全体への質問や部会で出せなかつた質

問、意見などは質問用紙に書いて出し、第三日はそれを中心に討議かなされた。しかし、意見に関しては時間の都合もあって発表されず、持ち返って今後の研究資料にされるということであった。

第三日、午前みの日程で約二時間、茨大附属小学校で部会報告、質疑応答がなされた。始めに全体に関する質問をまとめて八項目について玉越氏が説明された。

(1) 幼稚園の教育内容を「精選し」と話されたが、その仕方について明細に示してほしい。各領域の展開は小学校の段階を下けた程度のように見えるが——、という質問に対して、国の教育内容の基準とすれば法例的用語に統一されるので不親切な表現にみえるが、内容の独自性については苦心してあることを充分読みとられたい。

(2) 基本方針(2)「基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養い、道徳性の芽はえをつちかうようにすること」と学校教育法との関連はどうなのか、に対して学校教育法に述べられていることのうち部分的、特殊的な面を取り上げて別の観点からまとめたものである。

(3) 基本方針(4)「幼稚園教育の独自性に基つき、小学校教育の目標、内容との関係を

考慮して、適切な指導を行なうようにすること」についてどういう仕方に関連をもつのか、に対して領域の内容は教科と直接関連はうかがえない。子どもの全生活を六領域にもりこんだものであり、領域全部が学習指導要録プラスαと関連をもつてくる。

さらに幼稚園では身体的な活動を遊びの形で行なわせるのに小学校では学習の形で行なうという違いがあるように、同じ内容も方法やねらいに違いがあることに注意されたい。これらのことは全体とのつながりを読んで充分理解されたい。

(4) 二章は教育内容といながら中味は望ましいねらいを述べているのはちぐはぐな感じかする、に対して幼稚園では目標と内容の区別がしにくく、わけて画一化すると活動を制約する恐れがある。

(5) 一日の保育時間については保育所を考慮してこのような表わし方をしたのか、に対してこれは保育所を考慮して決めたのではなく、幼稚園の質を高めようとする方向と幼稚園を普及しなければならぬという方向とがあるので決め方がむずかしく、答申をそのまま載せた。

(6) 今後は三才児を中心として、三才児は取らない方針なのか、に対してすべての幼

児に幼稚園教育をしようという意図があるので現状では五才児中心になるが、三才児は保育所に任せるというわけではない。改訂案第三章でも三才児の保育について充分の注意を与えている。

(7) 指導書の改訂について、改訂を行なっても小学校との関連は従来通りである。

(8) 宗教教育については何もふれられていないが、に対して第二章前段でここに書かれていないことについても加えて指導を行なうべきしつかえないことが述べられており、宗教的情操を養うこと自体も結構なことだと考える。以上がその概略である。

次に各部会の報告と質問への説明が担当の委員からなされた。出された質問は

健康に関して「いろいろな運動に興味をもち……のねらいのうち『のびのびとリズムカルに運動する』」かけっこ、とびっこ、ならびっこをする」などと音楽リズムの「のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう」のもとにあるいくつかの事項との関係について、健康では身体機能の発達かわらわらわっており、音楽リズムでは表現の喜びを味わうことがねらいであり、具体的な活動は似ていても区別して指導されたい。ねらいが達成されるような具

体的な活動を挙げて並べたので論理的に割りきれないことがあるとの説明。

社会に關して、国歌をどう扱うかについて、国歌を扱ってはいけないということではなく、各園の状況や各自の判断に任せられているという説明。

自然に關して、五つの点について、「自分で見たり考えたり……をしようとする」という表現は「……する」の方が他の表現と一致するのではないか、についてこれは態度的なこと、問題意識を育てることに重点を置いていることの現われである。

色や形は絵画製作とどう関連をもつかについて、これは両方でおさえて指導しなければならぬ。

物理的な事象への関心を育てると共に身体への関心を育てる事項が必要ではないか、についてこれは健康で扱う程度でよいと考える。

安全性の問題で機械の安全以外に動物の危険に対する指導にふれる必要があるのではないか、について健康の「安全な生活に必要な習慣や態度を身につける」に含まれる事項で取り扱うものと考えてよい。

「数量や図形などについて?……」の数量や図形ということは硬いのではない

か、についてこれは概念的な芽ばえを養おうとしているのであり、平面的抽象ばかりを扱おうとするのではない。

なお「前後、左右……位置関係などについて興味や……」の事項に上下、東西を加えたらどうか、について、上下は加えてよいか、東西は幼児の生活に直接関係がないので加えない方がよいのではないかの説明。

音楽リズムに關して「静かに音楽を聞く」というのは幼児の活動にはふさわしくないのではないか、についてははじめは活動をともなったりするが、幼児なりに静かに聞こうとするねらいであるとの説明。

などなどの解答に次いで、更に残された問題についての全体の討論が行なわれた。

そこでは例えば先程の「東西」の取り扱について、北海道のように町名に東西がついている場合には幼児の生活と結びつけて基本的な指導も可能ではないか、「量の大小」と書かれてあるが、量は多少とすべきではないか、或いは、健康の「ならひっこ」ということは実際にあるのか、「言語の」見たこと、聞いたこと……を紙はいや劇的な活動などで表現する」の前に、こゝとばで表現するという事項を加えるべきで

はないか、などと、具体的な、しかも意味深い意見が出された。

このような一歩突っ込んだ討議が大切なのではないかと思われたが充分な時間が得られず残念であった。

最後に玉越氏が変動期にある現在の幼児教育界にあつて、現場の先生方のしつかりした態度を望むという挨拶があつて全日程を終了した。

この研究会で、主催者側のいいいな説明によつて新教育要領を日々の保育にあつたつての問題の取り上げ方という形で具体化して把握されていったが、それには活発な質問が行なわれた結果明らかになつたことも少なくなく、問題点を出しただけでも有意義な会ではあつたが、充分な討議時間がとられたならなお充実した会になつたであろうとも思われた。

(耶山女子短期大学 野口はつ江)

【訂正】

前号「幼児期における性差とその指導」中29頁上段1行の「(1)(2)(3)」は「(1)(3)(7)」、10行の「動揺の中の」は「動揺の中の」、32頁下段の文献(2)「child」の「(5)潜在構造分析」……の、は不要につき訂正します

福岡県における

幼児教育の現状

公立幼稚園の状況

黒木道子

一、福岡県における幼児教育の関係諸団体

公立幼稚園 三〇園

私立幼稚園 二八五園

公立保育所 一八七園

私立保育所 二九七園

合計七九九園の園数で

公立幼稚園は、福岡県公立幼稚園協会

私立幼稚園は、福岡県私立幼稚園協会

保育園は公私立合同で福岡県保育所連盟の名称で、各独立した組織のもとに、各々の団体において、年間計画をたて、研修と親睦を計っている。

二、福岡県公立幼稚園協会の活動状況と問題点

(1) 研修状況

各学期ごとに一回ないし、二回県下四地区まわりもちで、福岡県及び開催地区教育委員会共催のもとに、保育の実際を加えた研修会などを開催し、現場職員の高の向上を計っている。なお園長会も各地区まわりもちで開催し、主として企画運営について話し合い、各地区における幼稚園教育の推進をはかっている。しかし県下の国立大学には、まだ幼稚園教員養成課程及び付属幼稚園が一所も、設置されていないので、教員養成や、現職教育充実のためにも国立大附属幼稚園の設立を要望し続けている。

また、県及市町村において、研修費の予算が僅少であるため、研究の推進をはばんでいる感がある。

研修についての指導者は、地方大学及び、地元学芸大学、県市町村の指導主事らの指導を受けているが、今後せつに、指導体制の強化を、希望する声が大きい。なお、現在使用の年間指導計画を、再検討して、これを足がかりとし、新教育要領を参照の上、新しく年間教育計画の作製に着手する予定である。

(2) 幼・小の関連

○幼稚園、小学校の相互参観

小学校における指導は、教科的、系統的であるが、幼稚園教育においては、領域はしめられているとはいえ、生活指導が主であるため、小学校の準備教育のための幼稚園教育にならないように、指導計画を作製すべきである。知的教育をのぞみがちな家庭に対しては、両親講座、保育参観、幼稚園教師との話し合いを緊密にするな

どの方法がとられている。なお小学校へもよびかけ幼稚園における保育状況参観、また幼稚園教師も小学校低学年の授業を参観し、相互の話し合いなどの機会を通じ、幼稚園教育の本旨につきじゅうぶ理解してもらおうよう努力がなされている。

○指導要録について

入学当初の小学校における指導においては、特に幼稚園指導要録が、重要な資料であり、よりどころだとして活用されているところも少なくないが、まださほど重要視されていないところもあり、小学校における認識は未だじゅうぶんとは言えない。これをもっと活用してもらおうよう幼小連絡会などで強調している。

三、現在当面しているその他の主要問題

(1) 三年保育実施について

研究的には実施してみたい希望の園もあるが施設面、予算面、教員増などの問題にて、現段階においては、実施はまだ難しい現状である。二年保育も都会地においては、希望者が多いにもかかわらず、全員収容されていない現状である。しかし近い将来において、二年保育を全般に及ぼし、三年保育についても、研究的に実施したい希望の声は高い。

(2) 経営管理について

待遇問題については、地域によって、いろいろな差が見られる。特に経済的に困難な市町村では、幼稚園教諭の身分が、市町村公務員であるため、退職基準年令が、はなはだしく引き下げられ、給与の面にも大きな影響を与えている現状である。幼稚園が義務化され

るのも近い将来であろうが、この幼稚園教育の現場教諭の不安をとりのぞき、教師自身の質の向上を計るためにも、是非とも、平衡交付金の使途の面において、公立幼稚園教諭の身分保証の補助として使えるよう、条例化していただくことを切に祈っている。

(3) 公立幼稚園新增設について

従来県も各地区も公立幼稚園の必要性はじゅうぶんに認めているが、予算その他いろいろの問題があり、新增設は困難な状況であった。しかし、先般来幼稚園教育振興七ヵ年計画が、文部省より発表され、つづいて幼稚園教育要領も改訂され、昭和三十九年度より、いよいよ実施されるはこびとなったそれも刺激となつてか、一般社会に、より以上の関心度が高まっているようで、県下の幼稚園教育施設の皆無な地区においても、自発的に、陳情、請願の運動が行なわれている情報も多岐聞いている。このように、長年祈りつづけてきた新增設の問題が、幼稚園教育振興の声とともに、論議され、その機運も福岡県下全域において、日ごとに高まりつつあることは心から喜びにたえない次第である (北九州市立小倉幼稚園)

私立幼稚園の状況

木村 栖 静

福岡県の幼稚園教育は、公立の小倉市立幼稚園を除き、長い歴史を持つている幼稚園が少なく、大部分が昭和二十二年教育基本法及び学校教育法が制定実施され、幼稚園が学校系列に含まれたのを基点として発足した。しかし、九州の教育界として、幼児教育の重要性が全国的にさげられた事と並行し、昭和三十一年に新しい幼稚園教育内容の基準が示された頃を頂点として最も増加したものである。

福岡県の私立幼稚園協会の振興対策は、日本私立幼稚園連合会の指導により順次成果をあげつつある。県当局の育成による県費助成も、昭和二十六年全国府県に先きがけて、補助金を受けたのであり、今後の育成補助に協会は全力をあげて努力している。

研究部門は、お茶の水女子大学の指導によるものが大部分である。昭和二十八年頃より毎年六月、私が県私幼連の園長及び主任級を数十名引き連れ、数年にわたりお茶の水女子大学の実地指導研究会に参加したのも懐しい思出であり、直接的間接的な御指導は現在の福私幼の研究部門の発展に好影響を及ぼしている。現在、福岡県下にも幼児教育の指導者も多く、特に大阪大学に転学された中脩三氏、九州大学の遠城寺宗徳氏、原俊之、関計夫の諸氏、九州工大の藤原元一氏の直接指導により、研究内容も一層、充実したのである。

福岡県私立幼稚園協会現況

一、組織

昭和二十六年四月には県下の私立幼稚園は四十三園、協会創立以來十二年を得て昭和三十八年五月幼稚園、園児数などは次の通りであった。

公私別	在園数	三十八年度入園者	園	数
公立	三、〇三七名	二、〇三四名		三二園
私立	三四、四三五名二三、九〇九名			二八七園
公私別	三才児	四才児	五才児	
公立	七名	六二七名	二、四〇三名	
私立	一、七五八名一〇、八五七名二、八二〇名			

学校法人	財団法人	宗教法人	個	人	計
一六園	四園	八四園	一八三園	二八七園	

(昭和三十八年五月一日現在 福岡県統計課調査による)

私幼園のみ二八七園を有し全国的にも、上位の園数をもっている。但し、協会未加入園が十数園あるが、これは内容的にも、経営的にも未完成で、協会加入の意欲のないものが多い。

二、研究部門

県下四部会に編成

- 福私幼
 - イ、北九州部会
 - 研究部長 1名
 - 研究副部長 6名
 - 研究主任委員 各園2名
 - ロ、福岡市部会
 - 右に同じ
 - ハ、久留米部会
 - 右に同じ
 - ニ、大牟田部会
 - 右に同じ

各園の研究主任は六領域の一を、分割研究(各園教職員と)し、

年二回各部会の部会研究発表会を開催し、更に秋十一月に福岡県私立幼稚園教育研究大会を持ち、各部会の研究成果を総合的に発表し、研究向上に邁進している。

一園に決めず、六領域の一領域を、交互に毎年研究させているので、日本私立幼稚園教育大会、今九州私立幼稚園教育大会、その他の研究大会には交替にて、研究発表できる態勢を持ち、これを県私幼研究委員長がこの責任を持ち、統率している。

三、問題点

イ、保育一元化の問題（義務教育就学前の幼児に対する教育と保育の二元制を再検討する問題）

義務教育就学前の幼児に対する教育と保育は切り離すことのできないものであって、日本国憲法、教育基本法、国際連合児童権利宣言、児童憲章、児童福祉法などの精神からも、同様に与えられるべきものである。然るに、現在、この対象とする教育と保育は幼稚園と保育所との二元制がとられている。

その為、幼稚園と保育所との間に幾多の矛盾と混乱を生じてきている。重工業都市が大部分である福岡県、特に労働都市で形成している北九州市及びその附近は、幼稚園が保育所化し、保育所が幼稚園化（教育内容、保育内容、経営運営、保育時間）したものが少なくなく、保育所側よりも、幼稚園側よりも（設置者、園長、現場の保母、教諭）現在の二元制を根本的に再検討する時機であり、更に国においても、その機関を設置されたい意向が、あらゆる会議の場においてもさげばれている。

ロ、私立幼稚園経営の危機と教職員資質向上の問題

幼稚園教育は人間の性格形成にとって重要な段階であり、幼児教育者、設置者は、これの意欲にもえて前進しているが、経営部門は今や危機が迫っている。私立幼稚園は特にこの点が悩みの種である。園の収入は父兄の保育料、入園金以外に財源はない。

国の援助もなく、地方公共団体の補助金は、雀の涙で、焼石に水である。幼稚園教諭の給与は、他の産業、会社、官吏に比較し最低である。したがって短大保育科志望は減少し、保育科卒業生にして、他の会社に就職する者が多数あり、幼稚園教育の前途は暗雲にとだされている。経営担当者も職員資質向上のため俸給増額の意図は充分理解しているが、増俸は保育料の増加といたちこつこつであり、保育料の増額も現在限界に来ている。もしも、不用意に更に増額すれば昔の幼稚園の如く、上流有産階級の子第のみが教育を受け、低所得者階級は差別を受けるようになる。すなわち、民主的な平等な教育の場がなくなるおそれがある。現在でも人件費は六〇％を越える現状では、幼稚園設置基準に到達する必要経費はおろか、施設、設備、維持、運営も十分できなくなり、幼稚園児の環境、設定がおろそかになり、教育低下がまぬがれぬ状態になりつつある。

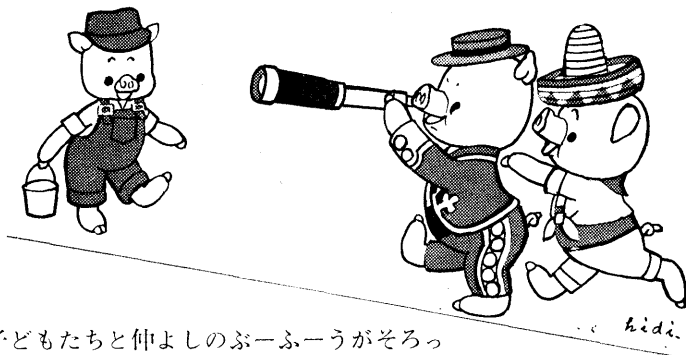
私幼の前途は多難である。困も地方公共団体も、真の幼児教育育成の心がまえを再検討して、私幼にもっと何らかの方法を考え、補助すべきではあるまいか。特に教諭の俸給の一部負担を国が保証してほしいものである。（福岡県私立幼稚園協会会長・双葉幼稚園）

別冊

キンダーブック

—物語絵本—春—

ぶーふーうとぼうえんきょう



子どもたちと仲よしのぶーふーうがそろって魚つりに出かけました。そこでふーは望遠鏡をつりあげます。さてそれから大へんなことがおこります。別冊春号をどうぞ

構成・文／飯沢 匡

製作／シバ・プロダクション

定価 50円

幼児の教育 第六十三巻 第三号

三月号 © 定価六〇円

昭和三十九年二月二十五日 印刷

昭和三十九年三月 一日 発行

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

編集兼 津 守 真
発行者

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学付属幼稚園内

発行所 日本幼稚園協会

東京都板橋区志村町五

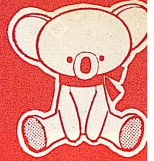
印刷所 凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町三ノ一

発売所 株式会社 フレーベル館

振替口座東京一九六四〇番

☆本誌ご購入についてのご注文は発売所
所 フレーベル館にお願いいたします。



キンダーブックは二冊になりました。



5 ~ 6 才用
(はるのどうぶつ)



4 ~ 5 才用
(おともだち)

- 歴史に恥じない編集の絵本……新鮮な感じ!
- 格調の高い すばらしい絵本……豊富な色彩!
- 子どもの情操を養う 絵本……夢をはぐくむ!
- 知的欲求をのばす 絵本……科学的観察!
- 子どもの成長にピッタリ合う 絵本
……計画的編集!
- 基本的な生活習慣が身につく 絵本
……身近なものから!

各A4判 定価六〇円
毎月付録付

◎キンダーブックは四月号から二冊
になりました。
▼五才用……はるのどうぶつ
▼四才用……おともだち

伝統を誇るフレールベル館の
キンダーブック

- 大きな画面に、ニュースがあふれる壁新聞
 - 楽しみながら生活指導、社会指導、自然観察が
できる美しい壁新聞
- B2判 / オフセット多色刷 / 月刊 / 定価40円 (送料とも)

キンダーしんぶん



❖ 保育の好伴侶 ❖

フレール館の2大保育誌

A5判 60円

保育の手帖

- 美しい鑑賞用表紙と楽しいグラビヤページ
- 創刊以来の基礎的幼児教育論
- 音楽リズムや絵画製作の新鮮な教材研究
- 誌上討論形式による保育内容の研究
「子どもの見方, 扱い方」
- 新しい連載幼児童話
- 3才児の基礎研究を続ける
「3才児保育研究会」の研究発表
- 実践に役立つ毎月の保育表

幼児の教育 日本幼稚園協会編集

- 60余年の伝統を誇る内容
- 幼児教育界最高の指導誌
- 新しい幼児教育の基礎理論を追求する
- 幼児教育実践家・研究家の研究発表掲載

A5判 60円

日本の子どもを
明るく正しく育てましよう

申込書

昭和	年	月	日	ご	貴	ご	月	月	月	月	月
				住	園	芳	号	号	号	号	号
				所	名	名	より	より	より	より	より
					また						
					は						

部 部 部 部 部

申し込みます

最寄りの弊社代理店
へお申し込み下さい

39

実りある園生活をお約束する

フレール館の
新学期用品



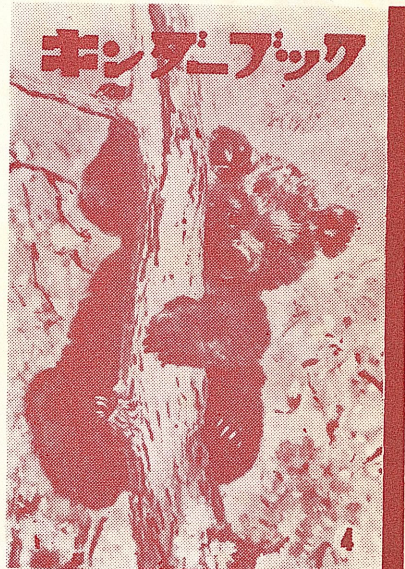
通園が楽しくなる 出席カード・園のたより
かわいい表紙につつまれた 自由画帳
夢を育てる せいさく帳・こうさく類
やさしく 楽しい 表現あそび・ワーク類
幼稚園・保育園で必要な 事務用品類
保育を豊かにする せいさく材料・色感教材
ご用命は、最寄りの弊社代理店・出張所へどうぞ



4 ~ 5 才 用
おともだち

● 五～六才用・キンダーブック
童話と現実の世界のちがいに気づく五、六才児は、客観的な認識につながるような知的欲求が目ざめます。

● 四～五才用・キンダーブック
幼児の本来の姿にふさわしい内容、形式をもって、幼児らしい夢を育て、想像を自由に伸ばし、その情感をはぐくみ、幼児に必要な基本的な生活習慣を身につけ、幼児らしい生活や経験を豊かにする編集。



5 ~ 6 才 用
はるのどうぶつ

▼ 長い間、観察絵本・キンダーブックとして親しまれてきた絵本、幼児に大きな夢を与え、豊かな情操を養う絵雑誌として定評あるキンダーブックが、先生がたの強いご要望にこたえ、毎月二本でます。

▼ 四～五才用キンダーブック
五～六才用キンダーブック
幼児の心身の発達段階にそい、新しい幼稚園教育要領の趣旨をもくんで編集されています。

キンダーブックが、毎月二本でます。

各A4判 16 頁・定価 60 円 毎月付録付

株式会社
フレール館
東京都千代田区
神田小川町3の1

電話 東京(291)7781-5
振替口座 東京 19640番